

令和4年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和4年 6月28日（火） 9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田	智子	7番	村上	謙武	13番	石田	茂春
2番	牧野	牧子	8番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
3番	藤野	定幸	9番	西尾	幸太郎	15番	米澤	壽重
4番	齋藤	則子	10番	池田	賢治	16番	池田	信博
5番	田中	一隆	11番	安部	大助			
6番	大江	寿	12番	前田	芳樹			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田	高世偉	地域振興課長	宇野	慎一
副 町 長	大庭	孝久	上下水道課長	村上	和久
教 育 長	野津	浩一	建設課長	田中	文男
代表監査委員	嶽野	正弘	施設管理課長	増本	直行
総務課長	佐々木	千明	危機管理室長	齋藤	和幸
会計管理者	濱田	勉	水産振興室長	橋本	博志
財政課長	石田	寛弥	都市計画課長	石田	傑
税務課長	金井	和昭	総務学校教育課長	吉田	隆
町民課長	井崎	理恵子	社会教育課長	中村	恒一
保健福祉課長	野津	千秋	布施支所長	山根	淳
住民福祉担当課長	広江	和彦	五箇支所長	藤野	一
環境課長	原	秀人	都万支所長	砂本	進
商工観光課長	鳥井	登	中出張所長	茶山	宏
農林水産課長	河北	尚夫	中央公民館長	金坂	賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	村上	克樹	事務局長補佐	山本	幸子
--------	----	----	--------	----	----

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は、一題一答による分割方法と、一括方法との選択性としています。また、質問時間は答弁を含み60分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、6番：大江 寿 議員

○6番（大江 寿）

通告にしたがって始めたいと思います。

島根原子力発電所は日本の電力会社が設置する原子力発電所としては、関西電力の美浜発電所、東京電力の福島第一原子力発電所に続く全国で3番目に開設された中国電力の原子力発電所であります。

松江市鹿島町に所在しますが、本町ではあまり関心度が低いかもしれません。ですが、非常に身近に感じます。と、というのが事故に備えた避難計画の策定が必要な半径30kmの中に、本町は含まれませんが、島根県のブレインである県庁や県警が含まれます。

あり得ないとは思いますが、事故があった場合、本町は半径30kmからは外れますが、フェリーや航空の輸送機関は圏内にあります。本町にあたっては物資の輸送等はどうなるのでし

ようか。事故があった場合の本町へ物資の供給に関する考え方を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、大江議員の「島根原子力発電所での有事の際、物流についての本町の考え方」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、島根原子力発電所の 30 km圏内には、七類港、境港、出雲空港といった輸送機関の拠点となる施設が存在し、万が一の際には、物流が途絶えることは容易に想像できます。

本町では、食料、その他生活必需品について、町民の皆様の生活が2日間程度維持できるよう、備蓄の確保に努めているところでございます。

また、昨年12月20日に開催された、県議会の島根原子力発電所対策特別委員会において、隠岐圏域への物資輸送の質問がされており、国、県ともに港、空港が使用できなくなる場合には、事故の影響のない港等を使用し、自衛隊、海上保安庁等の実働組織による緊急輸送を行うとの回答がなされたところであります。

本町といたしましては、関係機関と連携し、必要な物資、量の把握に努め、国、島根県と情報を共有し物資、輸送の確保に努めてまいります。

また、町民の皆様に対しましても、原子力災害に限らず有事の際の備えについて啓発してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○6番（大江 寿）

大体分かりました。

少し再質問をしたいと思います。

備蓄の件ですが、2日間という根拠をお答え願います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の2日間の根拠はということですが、町の防災計画におきましては、県、町、町民で一週間を目標としておりますが、まずは町では2日間を目標に備蓄しております。その間に、この一週間というスパンの中で国、県の支援を受ける対策をとっていきたいという風に考えております。

ただ、一週間が目標ですので出来るだけそういった形には、拡大ができるような対策はしていく必要はあると思っております。

○6番（大江 寿）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、大江 寿 議員の一般質問を終わります。

次に、15 番：米澤 壽重 議員

○15番（米澤 壽重）

「駅鈴がとりもつ交流」について、一般質問を行います。

玉若酢命神社宮司億岐家に伝えられている 2 個の「駅鈴」は他に現存しない唯一の「駅鈴」となっています。昭和 10 年には国宝保存法に基づき国宝の指定を受けました。その後昭和 25 年に「文化財保護法」として全面改正となり、国の「重要文化財」に指定され、現在に至っているところであります。

ところで、三重県松阪市駅前に巨大な「駅鈴」のモニュメントがあります。この「駅鈴」は松阪出身の国学者本居宣長が大切に所有していた「駅鈴」をモデルにして作られています。著名な国学者本居宣長がなぜ「駅鈴」を持っていたのか、興味深いところであります。十二代浜田藩主松平康定は松阪で本居宣長から度々国学の講義を受けていたと言われていいます。そのお礼として、億岐家に伝わる「駅鈴」の複製を贈ったとの記録があります。

「駅鈴」を通じた縁で、平成 28 年 4 月「駅鈴で結ぶ松阪市、浜田市観光・文化交流協定」が両市で締結されました。また、令和元年 10 月浜田城資料館敷地内に「駅鈴」を模したモニュメントが設置されました。

先月 12 日には松阪市の「松阪友好の会」の会員 15 名が本町を訪れ、役場関係者や「文化交流推進協議会」の方々と懇談し、有意義な交流を深めたところであります。また、一行は玉若酢命神社の宝物館を訪れ「駅鈴」を見学し説明を受けています。唯一、億岐家に伝わる「駅鈴」は今からおよそ 1300 年前の奈良時代に用いられた物で、本町にとって、貴重な文化遺産となっています。

そこで町長に質問いたします。

一点目ですが、本町が誇る「駅鈴」がとりもつ縁をよい機会と捉え、今後松阪市、浜田市とより一層交流を深めていかなければなりません。町長は両市との観光・文化交流に関してどのように考えておられるかお伺いいたします。

二点目、松阪市、浜田市が既に設置している「駅鈴」のモニュメントを本町の玄関口の港周辺にぜひ設置すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるかお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、米澤議員の「駅鈴がとりもつ交流」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「駅鈴を縁とした松阪市、浜田市との文化交流」についてであります。議員仰せのとおり、平成28年4月に両市が「駅鈴で結ぶ松阪市、浜田市観光・文化交流協定」を結んでおりまして、その際に「隠岐国駅鈴」が関係していたことから両市の縁結び役として、本町も参加いたしました。その後も、松阪市、浜田市友好の会の有志の方に、幾度かご来島いただいております。

このようなご縁から、先月、「松阪友好の会」の有志の方が来島され、本町の「歴史文化交流推進協議会」と交流を行ったところであります。この「歴史文化交流推進協議会」は、昨年6月に設立されまして、駅鈴のみならず、様々な歴史文化交流を民間単位で行っていくことを目的とした協議会であり、教育委員会からも職員が参加しております。

今後、両市との交流につきましては、このような民間主体での交流を深めていくことが重要であると考えておりますので、本協議会の実施する交流事業を支援し、本町の交流人口・関係人口の拡大、さらには本町にある貴重な文化財等を広く情報発信し、有効活用が図られるよう努めてまいります。

次に二点目の、「本町の玄関口、港周辺への駅鈴のモニュメントを設置する考え」についてであります。国内に現存する唯一の駅鈴となっておりまして、このことから、松阪市、浜田市のように、モニュメントの設置をすべきではないかとお考えかと存じます。

現在、町内には、駅鈴に関するものとしまして、隠岐の島町図書館の正面玄関前の床面にある駅鈴アートや、西郷東大橋の欄干の駅鈴オブジェなど駅鈴をモチーフにしたものがございまして、現時点におきましては、新たに駅鈴のモニュメントを設置するといった考えは持っておりません。

しかしながら、今後、松阪市、浜田市との駅鈴を縁とした交流を深めていく中で、町内においても広くそういった機運が高まってまいりました時には、改めて検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○15番（米澤壽重）

再質問をいたします。

駅鈴のモニュメントの設置に関しては、私は令和元年第1回定例会の総括質疑の中で、「玄関口である港周辺に駅鈴のモニュメントを設置すべきである」と質しています。この質問に、町長は「文化交流を進める中で、モニュメントの設置を検討すべき時も来るものと考えている」と前向きな答弁をされています。

また、先ほどの二点目の質問には、「現時点においては、新たに駅鈴のモニュメントを設置するといった考えは持っていない」と答弁されております。この件について、再度質問をいたします。

松阪市では駅前の駅鈴のモニュメントの他にも、市内のいたる所で“鈴”が描かれたマンホールがたくさんあるそうです。また「鈴の音バス」として親しまれているバスや、「鈴の森公園」など「鈴」にこだわった「まちづくり」を進めています。

本町においては、先ほどの答弁にありましたように平成5年11月に竣工した「西郷東大橋」の欄干に駅鈴のモニュメントが20か所設置されています。このように、本町が誇る歴史的、文化遺産に目が向きつつある動きもあります。

また、今、本町では民間の方々が歴史文化の交流を行う組織を立ち上げ、本町に“ゆかり”のある歴史上の人物や文化遺産と縁がある地域との交流に取り組んでおられます。

今後、このような文化的交流が深まり、本町の持つ歴史的な文化遺産が注目されるようになれば、歴史、文化に関心を持った方々が多く来島されるものと期待されます。

そこで、町長に再度お伺いいたします。

まさに、本町の誇る歴史的遺産である「駅鈴」のモニュメントを出来るだけ早い時期に、玄関口である港周辺に設置すべきと考えますが、町長はどのように考えておられるか、再度質問いたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問は、西郷港玄関口にモニュメントを設置すべきではないかという再質問でございますが、まず一点お断りを申し上げたいのは、前回答弁と今回の答弁は言い回しが違うものであって、建設しないという考えではないです。今回は少し「現時点では」という言い方をした関係で、モニュメントは設置しないというような受け取りになられた部分もあろうかと思いますが、最後に申し上げましたように、そういった機運が高まれば、当然設置すべきだという風に考えております。

そういった中でモニュメントの設置ですが、この両市の交流の中で、私も両市にこの関係で伺っております。松阪市におきましては駅前と公園に大型のモニュメントが設置されておりますし、またおっしゃるとおり「鈴の音まちづくり」をやっておられました。また浜田市にも伺いました。これはわが町にお出かけをいただいております民間の団体が、長く要望活動を民間主導で活動を盛り上げ、隠岐に出掛け、松阪に出掛け、議員を巻き込んだなかで「住民の声」として要望を議会に届け、令和元年ですか、石州瓦を用いた「駅鈴のモニュメント」

が出来ています。そういった意味で、この両市の交流、私の町が本家であるという自負はありますので参考にしながら、また新たにわが町にできました協議会を中心に進めていく中で、できるだけそういった機運が醸成できた中で、やはり西郷港に日本で唯一の物が、モニュメントが出来たと町民の皆様がそう言って思っただけのようにには頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○15番（米澤 壽重）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、米澤 壽重 議員の一般質問を終わります。

次に、11番：安部 大助 議員

○11番（安部 大助）

今回は、「災害予防、災害応急対策の強化」について質問をいたします。

自然災害対策として、本町内の自治会や区等、自治組織では「自主防災組織」を立ち上げている地域があるものの、近年、高齢化や過疎化により各集落での避難支援を行う人員不足等によって、地域における災害対策が十分に行えない状況になりつつあります。

これらの状況に対処するために、消防団をはじめ官民だけでなく、産業界を含めた産官民での災害対応が全国的に広がっています。

特に消防、警察組織に保有しない重機等の資機材、専門的な技術や知識など保有している建設業との連携が重要視されています。現在、島根県や本町、広域連合も含め、全国の自治体のほとんどが地区の建設業協会と「災害協定」を締結し、災害が発生した場合は建設業協会の協力と支援をお願いしています。

本町では令和2年、令和3年と連続で豪雨に見舞われ、町内の多くの場所で災害が発生しました。その時、通常業務もありながら、災害復旧を最優先に建設事業者に動いていただき、現在、令和2年度発生分の災害復旧工事はほぼ完了し、令和3年度発生分の工事発注がなされています。

私は、今回の豪雨災害を通して建設業が災害から地域を守る大きな役割を担っていることと、離島である本町は他自治体と違い機材や人員の支援は、直ぐには頼れない環境にあり、町内の力だけで災害を乗り越えなくてはいけないということを強く痛感いたしました。

これらのことから、災害に強い町を目指すためには、災害時だけでなく、平常時から建設業界との連携を強化し、より効果的に災害予防、災害応急対策を進めていく必要があると思

います。

土木学会において「建設業の災害予防・応急対策への活用」が提案され、都道府県建設業協会へのアンケート調査が行われました。調査結果によると「建設業を災害予防・応急対策に活用することについての評価」では約9割の協会が実現可能と回答し、「災害予防での活用可能なこと」については、“避難路の安全の点検・確認”が最も多く、続いて“民地の崖や斜面の点検・耐震補強”、“防災マップの作成支援”等があげられています。さらに、「災害応急対策に活用可能なこと」については、“土嚢や防水板の配達・設置”、“路面排水箇所の通報・応急対策”、“孤立集落への飲料水・食品の運搬”等のほか多くの項目があげられています。

これらのことを実現するためには、防災計画の見直し、変更や人材確保、契約方法などの課題もあると思いますが、実現に向け検討していく必要があると考えます。

そこで、町長にお伺いいたします。

以上のことから、ソフト面、ハード面踏まえて、日頃の危険個所の点検活動等災害予防の現状について町長の見解と、令和2年度、3年度の災害を通して、より災害対策強化に向け、今後の取り組みについて町長のお考えをお聞かせください。

また、災害発生時対応の「災害協定」に増して、平常時からの今後の災害予防、応急対策について、建設業協会とさらに連携を強化し進める必要があると考えますが町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の「災害予防、災害応急対策の強化」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「災害予防の現状についての見解」及び二点目の、「災害対策強化に向けた今後の取り組み」についてであります。災害に強い隠岐の島町とするために、過去の災害を踏まえた「隠岐の島町国土強靱化地域計画」を策定し、最悪の事態に備えるための八つの目標を掲げ、各種事業に取り組んでおります。この中には、令和13年度までの事業期間を必要とする事業もありますが、強くしなやかな隠岐の島町となるよう、一つひとつの取り組みを着実に実施してまいりたいと考えているところであります。

次に三点目の、「建設業協会と連携した災害予防」についてであります。建設業協会との連携は、災害に関する全てにおいて重要であり、以前より意見交換が行われてきたところでございます。

本年度も開催予定しております。必要があれば、それ以外にも適宜開催することも可能と

伺っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（安部大助）

ただ今答弁いただきました。

確認ですが、今回、私の方から通告させていただいておりますその内容が、令和2年、令和3年度の災害を踏まえて、今後どのように取り組んでいくのかという項目がありました。これについては回答得られておりません。少し残念に思っております。

本来であれば、この場で災害を踏まえて、これは十分に対応できた、これが出来なかった、それに関してはしっかりと今後対応していく、防災に対しても本町はしっかりとやっていくという強い町長の思いを、本来聞かせていただきたかったなと思っております。

2年連続起きた災害、多くの方々から不安の声もありました。きっと町長のところにも届いていると思います。なかには、川が草木でふさがれ、その川の水が自分の家に流れ込んできて一生懸命対応したが、なかなか上手くいかず、そこに行政の職員が通りかかったが素通りされたとか、あるいは本来、避難すべき道、避難路が滝のように水が流れてきて反対に危ない避難路も多くあった。木々が生え道をふさいでいる避難路もあったというような声もあったと思います。

今、災害復旧が進んでおります。その中で住民の方々は「まだ直らないのか」という声も多くあります。かたや、今一生懸命、復旧作業をされている建設業の関係者からは機材が足りない、人が足りない、優先順位を決めてやらざるを得ないというような声も聞いております。さらに、そういった方々の中から、我々そういった事業者からすると水の流れを大体認識し、「ここが危ないだろ」「ここが崩れるだろう」と、案の定「崩れた」と、そういった声も聞いています。今回の2年連続して発生した災害、多くの方々不安を感じたと思います。その中で町長として、それを踏まえて今後どうすべきなのか。何が足りないのか。取り組む姿勢を是非、回答いただきたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

今回の令和2年、令和3年の「激甚災害」を踏まえた、今後の取り組みをどう考えているかということでございますが、まずもって、誰しも考えていることは「50年に一度」という災害が2年、3年と続けて起こった。最早「50年に一度」ではないという危機感をさらに持たなければならぬ。それは住民の皆様よりも、我々行政がもっと危機感を持たなければならぬ。安部議員の指摘はそこにあると思っております。

日常点検については、長寿命化の計画もございますので日常点検は常にしておりますが、

住民の皆さんにとって自分の周り、我々が気づかなければならない部分が気づいてないということもあろうかと思えます。そこまでしっかりと点検が出来る態勢になるのが、一番だと思っておりますが、そういった方向に向かって行くべき、向かっておりますが、残念ながらこれはご指摘のとおり全てが満足できてる状況でないという点は、住民の皆様にお断りはしたいと思っております。

起きてはならないことが、現実には起きたということに対して、我々、今後どうしていくかということは、令和2年に作成した「強靱化計画」の中でも謳ってますが、起きてはならない最悪の事態を想定した対応、これをさらに進めていく。

先ほど申し上げましたが、令和13年度までの具体的な事業も持っていますが、今回の災害も踏まえて改めて「防災計画」の徹底、最初に安部議員が言われた地域防災がきちんと出来ている地域、例えば中町地域のようにリーダーシップを持って対応できる方がおられる地域については、町と一緒に具体的な行動ができますが、現実には人口がどんどん流失している地域について、啓蒙普及だけでは最早対応出来ない災害がきているという現状を、本当にどう伝えていくかということが正直一番困っています。啓蒙普及の部分については「お知らせ」とか「地区の説明会」で十分出来るのですが、具体的な行動をどうするかといった面を強化していかなければならないと思っておりますが、地域との関係が難しい部分の中で「危機管理室」を中心にもう一回、その点はきちんと出来るようやっていきたいと思っております。

長くなりますが、今年の秋には県の「防災訓練」を2日間、わが町で受けておりますので、それもひとつ、住民の皆さんの「危機」という部分の認識に役立つように展開といたしますか、実施していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○11番（安部大助）

答弁いただきました。

今の答弁を実は最初に聞きたかったなと思っております。今の話の中で町長の課題、解決しなくてはいけないこと、本当に分かりやすい答弁だったと思えます。最初にその言葉を聞きたかったなと思っております。

答弁の中にもありましたように、やはり「地域防災」、後ほど同僚議員も質問があると思いますが、やはり少し限界があるのかと思う中で、今回、私は地域と行政と、そこに産業が入ってくる。特に専門知識、あるいは地域をよく知っている建設業、こういった方々の協力がこれからは必ず必要になってくる。そしてより強化な、災害防災をしていくべきかなと思っ

ております。

その中で先ほど町長の答弁にもありました、まず災害に関するすべてのこと、これにおいては建設業協会との連携は重要であると。ここはきっと私と同じ考えだと思っております。以前より「意見交換」も行われてきたと言うことでございます。きっとこの中には災害が起きた後の協力体制、あるいは災害予防を含めて、何かしらの議論がされてるのかなと思っております。

その中で町長として、例えば「災害予防」に関しては、建設業協会にはこういうことがしてもらえるのではないかと、あるいは一緒になって連携できるのではないかとという考えがありましたら、お聞かせ願いたいと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の建設業協会との関係性といいますか、どういったことをやっていただくんだというご質問と思いますが、まず建設業協会とは災害も含め、先ほど申し上げましたように、わが町、離島でありますので全ての面で、議員も同じお考えで、最初のなかの言葉にあったように我々は頼っていかなくてはならない協会だと思っております。その意味で日頃から意見交換を行っていますし、またもう一步踏み込めば協会の方から、わが町の職員についての技術的なご指導、あるいはこういった形で態勢を取るべきではないかというようなところまでご意見をいただきながら、自分なりに出来るもの、やらなければいけないものを整理して協会とはお話をさせていただいていると思っております。

また、災害につきましても常に連絡は取りあっていますので、専門知識のある中でアドバイスを受けながら、具体的に「こうしてください」というのではなく、総括的に今後も引き続き情報を交換しながら、わが町を災害に強いまちづくりに向けて取り組んで行きたいと思っております。

○11番（安部 大助）

理解いたしました。

町長もご存じだと思いますが、島根県の建設業協会、隠岐も関わってまいりますが、「災害予防」まではなかなか難しいですが、「災害の応急対策」に関して、災害があった時に直ぐ対応できるような業者を「リストアップ」している状況であります。それを今募っている段階で、さらに専門資格というか、そういった人たちの教育も含めて、例えば「応急復旧相談員」・「応急危険度判定士」、これは島根県が研修会を開くなどして育成をして、何かあった時に一緒に連携して応急処置的なことをしていくという。今、島根県が進めています。これ

は建設課の方でも話はきいていると思います。

こういったかたちで、行政がいろいろ駆使して、いろんな対策を練っていくことが必要かと思っています。

ここで言うのもなんですが、島根県はこういった組織というか、連携というのは、ある意味「町」の範囲の方がスムーズにいくような、県も一緒になるのですが、直ぐにでもそういった協議ができるかなと思っています。最後に町長として、今後の連携というか、役割の明確化ついてしっかりとすべきと考えますが、お考えをお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

今後の建設業協会との連携についてのご質問ですが、県の「リストアップ」ということでございますが、わが町では建設業協会とは全ての業者が協力をいただけると認識いたしておりますので「リストアップ」という。そして最後に言われた、小さいサークルで出来る特権だと思っていますので、全ての業者の方々にお力添えをいただきたいと思っています。

7月12日に島根県の建設業協会会長がお出掛けいただいて「意見交換」を行うことになっておりますので、今日のことも踏まえてさらにお願ひしていききたいと思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○11番（安部 大助）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、3番：藤野 定幸 議員

○3番（藤野 定幸）

「財政について」の質問をさせていただきます。

令和4年3月31日までの、6月に公表された一般会計について質問します。

今年度も財政調整基金、減債基金、地域振興基金より40億円運用されていますが、何故に年度末に整理をしないのか。また期間及び利率はどのようになっていますか。どのような理由でそうなったのか。今の本町の財政状況がとても分かりづらく感じます。

例えば本町と類似団体の鹿児島県屋久島町、面積は隠岐の倍ぐらいで人口は1,000人弱ぐらい隠岐より少ない団体です。年度末に基金の運用を終えてます。一時借入金は限度額を設定して金融機関から借り入れをしています。

本町の基金の運用の方法と著しく異なっていますが、今後の基金の運用及び状況について、

町長の見解を伺います。

令和3年12月に出された「隠岐の島町中期財政計画」など財政全般について伺います。

平成28年に出された「中期財政計画」より財政状況は悪くなっているように思います。毎年23億円ぐらいの公債費があります。毎年基金も取り崩していかざるを得ない財政状況です。また地方債も毎年20億円ぐらい増えています。構造的な収支不足への対応として、「既存事業の見直しを行うことを基本とし、自主財源の確保に努めます」とありますが、現在どのような取り組みをなされて効果が上がっているのか。平成28年度も同じような事が書かれていたように思いますが、どのように改善されたのか、町長の見解を伺います。

隠岐の島町の財政規模は同じような自治体と比べて多くなっています。ちなみに屋久島町は約127億円です。一概には言えないと思いますが、毎年災害が発生する中でも、財政規模は減らすべきだと思います。国や県からの交付税また町税など大幅に増えない中で、事業を行うには透明性を持って優先順位をつけてやること、既存事業の見直しを行うべきだと思います。持続可能な行財政運営への転換のため、「あれも、これも」という考えから、「あれか、これか」という選択をするべきだと思います。「ふるさと納税」を3年後には3億円を目標に挙げて取り組んだり、海産物や農作物等々、いろいろな業種と目玉になるものを、隠岐の島町が先頭に立って作るしかないと思います。

最後になりますが一番やらないといけないのが、今までの事業の検証作業です。今まで足りてないのは事業の検証をしてないので、何が良かったのか、何が必要だったのか、効果があったのか検証せずに次々と事業が行われてきたように思われますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、藤野議員の「財政について」のご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「基金の運用のあり方と今後」についてであります。昨年9月定例会におきましても、議員より同様のご質問をいただいたところでございます。

地方自治体の基金につきましては、地方自治法の規定により設置が認められ、管理及び処分に関し、条例を制定しているところであります。

予算執行上、年度内の一時的な資金不足に対応するため、期間及び利率などを定め、繰替運用を行っているところでございます。

本町には、一定の基金の残高があり、金融機関からの一時的借入は現在行っていない状況でありまして、各基金条例に則し、必要がある場合に繰替運用を行っております。

次に二点目の、「地方債現在高の推移と今後の財政」についてであります。議員仰せのとおり、近年実施しております大規模事業や、地方創生を推進するための重点施策の取り組みは、改善を続けた財政指標の数値に、若干の影響を与える見込みではありますが、将来負担などを注視しながら、景気対策、活性化を視野に入れた施策に取り組んでいるところでございます。

また、ご質問の中にあります屋久島町につきましては、人口と産業構造により設定された類型から類似団体には分類されますが、交付税をはじめとする財政構造が、本町とは異なっていることをご理解いただきたいと思います。

本町といたしましては、持続可能な財政運営の確立のため、国の補助制度などの積極的な活用による新たな財源確保をはじめ、基金の活用、業務委託など民間活力の導入も推進し、引き続き健全な財政運営に努めてまいります。

また、事業の検証につきましては「第2次隠岐の島町総合振興計画」は、人口ビジョンを掲げるとともに、各種事業にKPIを設定いたしました。その進行管理と併せ、事務事業の内部評価を行っているところでございます。

併せまして、昨年度より、総合振興計画審議会による事務事業の外部評価を実施し、外部有識者の意見を伺う仕組みを構築いたしました。

今後につきましても、しっかりとしたPDCAサイクルを構築し、継続的な業務改善を実施してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇3番（ 藤 野 定 幸 ）

再質問をさせていただきます。

本町と同じような基金の運用をされている類似団体があるのか伺います。なぜ、こんなことを言うかということ、一般会計の地方債の現在残高は257億3,890万円に現在なっていますが、これは現在高なので、これは多分他の団体は見込みで出していると思います。何故かと言いますと、令和3年度の一般会計の残高は253億円だったので、この時点だったら4億いくらか増えないのかなと思うような数字になってしまうので、見込みの分も、国の交付税は100%入ってます。また国・県から入ってくる分も数字はもう分っておりますので、そこをちゃんとしたなかで計算をしたら、多分これより12から13億円ぐらい増えるのではないかと、私は単純に思っておりますが、そこら辺はどうなるかお聞かせ願いたいと思います。

また、事業の検証についてでございますが、例えば「運動公園整備事業」で行ったフェンス設置事業4,000万円、それでどのような効果があがったのかと単純に疑問に思ったことがあ

りまして、同じ様に「ボールがでますよ」というような立て看板が以前より増えているのかなと思っておりましたので……。また285万円追加でやりましたLED照明事業はきちんと事業検証を行って、その他いろんな事業もきちんと検証を行っていただいて、先ほども言いましたが「あれも、これも」という事業のやり方から「あれか、これか」という選択をして行こうべきと思うが、町長、もう一度その見解をお伺いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

三点あったと思います。一つは本町と同じ類似団体があって、基金運用をどのような形で、この点につきましては、議員の質問の内容が一切分かりません。何を……。専門の担当職員も困っています。これはお答えが難しいので、ご理解いただきたいです。

二つ目の運動公園のフェンスをあげたこと、これはまだ工事が終わったばかりですので、今後の検証となりますが、今、一つひとつ言われる事業について検証はいたしますが、見解が議員の個人的な見解であって、広く町民の皆様にとってどのような事業を選択していくか、それが我々の仕事だと思っております。その意味で「あれか、これか、じゃなくて絞ってきちんとしなさい」というご指摘は有難く受け止めますが、我々は「あれや、これや」という考えで事業を選択しておりません。

また、財源の部分につきましても、私が国に出掛けるのはそういった意味で、きちんとした財源を確保するのが私の仕事だと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○3番（藤野 定幸）

先ほどの基金のことで分からないと言われた点ですが、3月31日に発表されている、基金の部分でこれは見込みではなく現在高で出されておりますので、この国庫支出金とか県の支出金とかみんな分っておりますし、町債を発行する部分も分かっておりますし、それを執行していけば、この現在高でなく見込みの分は結局、最後に決算の時に出てくる数字がありますよね。監査が終わったぶんです。その部分に近いのがこの時点での出るので、その書式をやっていただけないかということで、私はそれを提案したつもりなのですが、もし、そういうことが出来るのであれば、その方が数字が分かりやすいので、是非それをお願いしたいと思って言いました。よろしくお願いします。

○番外（財政課長 石田 寛弥）

事務的な部分ですので、私の方からお答えをさせていただきます。

議員言われます「財政状況の公表」を年2回しております。これは過去にも説明させてい

ただいておりますが、半期毎のその時点の、ですから今公表されている「6月公表分」に関しては、昨年の10月1日から令和4年3月31日までの予算の執行状況を示したものでございます。予算額に対してこの半期間、いくら予算が執行されたかという説明。議員が今言われます、最終的に金額がどうなったかということは9月上程の決算で説明をさせていただくものですので、半期毎の公表というものは常に動いているものの一部分、半年間の一部分を捉えたものであるということをご理解いただきたいと思います。

○3番（藤野 定幸）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、藤野 定幸 議員の一般質問を終わります。

ここで、10時45分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 10時30分 ）

○議長（池田 信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 10時45分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、1番：岡田 智子 議員

○1番（岡田 智子）

分割一点目、「ゼロカーボンアクション」による“経済のグリーン化”について、一般質問をさせていただきます。

全国各地で異常気象が発生する中、気候変動という地球規模の課題解決に向け、国は2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指した、「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。

そして、今年の4月には、脱炭素先行地域として全国で26か所が選定され、山陰地方では米子・境港市、邑南町が選ばれました。国は、地域経済の活性化と住民生活の向上効果を期待し、22年度予算として200億円の交付金を使って財政支援をする方針でございます。

この脱炭素化を進めるためには、暮らし・社会分野を中心に、生活者目線での「ゼロカーボンアクション」をおこすことが必要不可欠ですが、この「ゼロカーボンアクション」とは、大量生産・大量消費・大量廃棄など、環境負荷の大きい一方通行の経済活動から、環境保全と経済成長の両立を図る「経済のグリーン化」を目指すものでございます。

すでに、本町におきましては第1次産業である農林水産業の役割を活用した低炭素化といたしまして、官民連携で、再生可能エネルギーや再資源化の促進など、離島の低炭素社会の実現に向け、持続可能な島づくりに向け取り組んでいることは十分承知はいたしておりますが、私は、住民の皆さんと一緒に身近にできる「ゼロカーボンアクション」を提案させていただきたいと思います。

はじめに、わが島の物流を考えてみます。トラックや船舶輸送等により、本土から日用品や食料品が入ってきますが、輸送の際には、大量の二酸化炭素の排出とエネルギーを消費しています。環境に負荷をかけない取り組みといたしては、食については地産地消を推進していますが、私はもっと活動の現場である“コミュニティビジネス”を増やすことで、域内消費が拡大する仕組みづくりができると思います。

具体的には、よく経営の多角化で耳にしますが「各種産業にプラス0.5次化」を図って高度化を目指すということです。これは従来の産業が私たちのニーズを充足させ、必要なものを提供する産業だったとすれば、これからは、私たちの感性も満足させるという付加価値のついた産業が求められるということでございます。

そこで、本町は国立公園の指定や隠岐ユネスコ世界ジオパークに認定された島として、里山・里海・里地の環境保全をベースにしながら、第1次・第2次・第3次産業にプラス0.5次化を図ることと、域内消費を進めることにより脱炭素という新たな付加価値がついた環境ビジネスの創出と、農山漁村集落の振興を図ることができると思います。

次に、目に見えない二酸化炭素を見える化する取り組みです。すでに国では、みんなで一緒に二酸化炭素削減に取り組むため、共通のものさしである「カーボンフットプリント」という制度を構築しています。これは、原材料の調達から生産、流通、使用、廃棄・リサイクルまで全体を通して排出される二酸化炭素の排出量を、分かりやすく表現した環境マークです。近い将来、炭素税である“カーボンプライシング”の導入が予測される中、島内商品においても、「カーボンフットプリント」の表示を求められるかもしれませんが、消費者の皆さんにとっては“環境”という新たな指標をもとに低炭素な商品を選択することもできますと思いますし、事業者の皆さんにとっても環境に配慮した商品づくりや環境経営の推進など、SDGsビジネスも図ることができると思います。

最後に、私たちは皆、消費者です。日常生活における衣食住・移動・買い物など、一人ひとりできる本町独自の「ゼロカーボンアクション」を策定し、実践することで、低炭素なライフスタイルが確立されると思います。幸い、本町も含む隠岐地区におきましては「令和3

年度島根県世論調査」によりますと、環境や社会に配慮した商品の購入、または、サービスを選択している人の割合についてが、益田地区、浜田地区について第3番目となっており、非常に意識の高い地域であることが分かっております。

ですので、今回、私の提案は実現性が高いと思われまして、このように“脱炭素”を目指した持続可能な島づくりに取り組むということは、新たな環境産業の創出による地域活性化だけでなく、定住や交流、関係人口の拡大に貢献するなど、社会的インパクトも大きいと思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

「第2次総合振興計画」におきましても、島内流通の活性化を進めることや、環境と経済が両立する町を実現することなど記載されていますが、本町独自の「ゼロカーボンアクション」を策定し、“経済のグリーン化”を推進していくお考えがあるか、お聞かせください。よろしくお願いたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の分割質問一点目、「ゼロカーボンアクションによる経済のグリーン化」についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、地球温暖化対策につきましては、世界規模の課題であり、国も最重要課題の一つとして位置づけ、取り組みを加速化させているところであり、全国の自治体におきましても地域脱炭素を実現するため、様々な施策が展開されております。

ご提案をいただきました「従来の地産地消から、環境ビジネスへの発展」「見えないものを見る化した、環境に優しいまちづくりの推進」「日常の生活の中で行える脱炭素の取り組み」のお考えには、共感するところであります。

また、その推進方法は、昨年9月定例会の一般質問「お茶の間SDGs」や、本年3月定例会の一般質問「社会貢献活動」に通じるところであり、本件につきましても、町民の皆様方と共に取り組むことが重要であると感じております。

その中で、私ども行政に求められておりますのは、地球規模の課題を人ごととせず、今、自分に何ができるのか、町民の皆様真剣に考えていただく取り組みであると考えております。本町といたしましては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた対応を、新たな成長機会と捉え、第2次総合振興計画の基本目標「住みやすさを実感できるまち」「活力を生み出すまち」に関連する施策として位置づけ、地域脱炭素、再生可能エネルギーの導入による、地球温暖化対策に取り組んでまいります。

本年度は「地球温暖化対策実行計画」の策定を予定しており、本計画の策定過程におきましても、「ゼロカーボンアクションによる経済のグリーン化」につきましても検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田智子）

「地球温暖化対策実行計画」の中で、ご検討していただけるということ、そしてこれからも脱炭素社会の実現に向け未来に繋がる取り組みをですね、実践していくということ理解をいたしました。そのことを踏まえまして、二つのことを一緒に再質問させていただきます。

まず一つ目です。時代の潮流でありますこの「脱炭素」はこれからのまちづくりに、それから地域経済を考える上でもキーワードの1つだと思っています。そして先ほど私は、本町では官民連携で再生可能エネルギーや再資源化の促進など、離島の低炭素社会の構築に向け実施しているということを申し上げましたけれども、私はこの取り組みは脱炭素先行地域であるという風に自負いたしております。そのような中、全国各地の自治体で「ゼロカーボンシティ宣言」を実施する自治体が増えているんですけれども、本町も「ゼロカーボンシティ宣言」を検討する必要があると思うんですけれども。

まず一つ目は「ゼロカーボンシティ宣言」に対する町長のお考えをお聞かせください。

そしてもう一つ目です。「脱炭素」を進めていくためには、本町の町民の皆さん、企業の皆さん、そして本町の取り組みにご賛同ご参画をいただいております島外の方々、島外の企業の方々、みんなで一緒に「オール隠岐の島」で取り組んでいかなければならないんですけども、この時に、前回も申し上げましたが、やっぱり皆さんの共感と感心を高める啓発活動、これが重要になると思います。その時に地域でキーパーソンとなる存在が、女性の皆さんでございます。実は先ほどの世論調査にちょっと続きがありまして、性別的にみえますと、女性の方が男性よりも意識が高いことが分かっていますし、また別のデータになるんですけれども、消費におけます購買意思決定権の8割は女性にあるそうです。ですので、消費の裏側に目を向けながら、暮らしを「脱炭素化」していく、この取り組みは女性のみなさんが活躍できるフィールドであると思うんですけれども。女性の皆さんが参画しやすいような仕組みづくり、環境づくりを考えていただくことはできますでしょうか。

以上、二つの質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問二点ありましたが、一つは「ゼロカーボンシティ宣言」についての考えはどうかと、そして二つ目はキーパーソンとなる女性の参画についてどう考えるのか、二点についてお答

えいたします。

まず「ゼロカーボンシティ宣言」につきましては、すでに県内の自治体でも島根県をはじめとする6つの市町村が表明しております。先ほど答弁いたしました、「地球温暖化対策実行計画」を町民の皆様からのご意見を反映することを心がけ、幅広い分野の方に参画をいただきながら、検討委員会を設置し、策定していきたいと思っております。もちろんここにも女性の皆さんの参画は当然だと思っております。またその策定過程におきまして、様々なご意見をいただきながら、政策を取りまとめる中で「地域脱炭素」を実現するため、町民の皆様、事業所の皆様、そして行政が一体感をもって取り組むような体制の構築を求めるところですが、なかなか「ゼロカーボン」という部分、大変奥の深い部分で、それに向かっていかなければならないですし、皆さんに認識してもらわなければならない、一体になってもらわなければならないというのは十分理解をしておりますが、かなりハードルの高いことに向かっていかなければならないという風に理解しておりますが、そういったことを進める中で、そういった体制はちょっといっしょになんですが、そういう土壌を醸成していく中で、体制をどうしてもとるべきだという判断がきた時に「ゼロカーボンシティ宣言」に向けて、前向きに検討していきたいと思っております。

今すぐにという部分は、多分お互いが認識は一緒だと思うんですが、まだ町民の皆さまに今、再生エネルギーもそうですけれども、こういうことだよと進めている段階で、「脱炭素」だけんという“頭でっかち”でなくて、ちょっと少し行動を行いながら、もうちょっと盛り上がっていく中で、町として宣言すべきだという土壌が醸成できた時には、向かっていきたいという風に考えています。

そして、女性の参画の件ですが、その前におっしゃられた島内、島外個人団体企業、すべてを含めた「オール隠岐の島」という部分、私もそこはいつも認識といたしますか、既にそういった思いをもって取り組むべきだという風に考えています。その中であって、ご指摘の女性参画の活力ある産業、仕組みすべての面での体制づくりですが、大変難しいと思っております。皆さんと協議しながら、これは全体的に進めなければならないという風に理解しておりますが、また議員各位の皆様方のご協力をいただきながら、また我々執行部として常に念頭におきながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○1番（岡田智子）

「ゼロカーボンシティ宣言」に対する町長のお考え、理解いたしました。これから皆さんと一緒に「オール隠岐の島」で取り組んでいくという事を踏まえまして、「地球温暖

化対策実行計画」を実行する中で、やっぱり町長の「よかったが響くまち、隠岐の島町」これに繋がる取り組みであると思っておりますので、皆さんと一体となって取り組んでいけたらと思っております。またその時期を見据えながら、前向きに検討いただければとても嬉しいです。

そして私自身も女性の皆さんと一緒にいろいろな活動をさせていただいております。やっぱり地域に根差した女性のエンパワーメントを促す取り組み、地域活力の向上、そして更なる成長、持続的発展も可能としてまいります。この「ゼロカーボンアクション」この策定を契機にですね、女性の皆さんも主役になれるまちづくり、これが増えていくことを私も切に願っていますし、これからも皆さんと一緒にいろいろな活動をしていきたいと思っております。

そして、私自身も地域こそ生産加工の現場であるという事に気が付き、コミュニティビジネスを実践してまいりました。我がふるさとは豊かな里山、里海があり、里地には人の営みがございます。引き続き環境保全と、経済成長の両立を図る経済のグリーン化の推進をお願い申し上げますとともに、近江商人の「三方よし」の精神に「売り手よし、買い手よし、世間よし」とございます。私はこれからは「作り手」の方々にとってもよいことである、「作り手よし」と。そして次世代の子どもたちにとってもよいことであること、また地球環境にも優しい「未来よし」、この2つを付け加えました「隠岐の國五方よし」の精神を広く町民の皆さんと一緒にこれからも実践していきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは続きまして、「みんなが“共感”できる、ごみの減量化と資源化」につきまして、質問をさせていただきます。

まずはじめに、来年4月よりごみ処理とし尿処理手数料の値上げに伴いまして、町民の皆さんからは不法投棄が増えるのではないだろうか、早く「説明会」を開いていただけないでしょうかといった声を耳にしています。改めまして、一日でも早い「説明会」の開催と、本町の現状と課題を丁寧に説明していただけることを、まずお願いを申し上げます。

それを踏まえたうえで、提案と質問をさせていただきます。

来年4月のごみ処理の話なんですが、本町の課題の一つに、「ごみの減量化と資源化」があります。「第2次総合振興計画」におきましても、リサイクル率はリデュース、リユース、リサイクルである3Rの取り組みが浸透されていないため、分別収集の見直しが必要であると記載されています。

そこで、まず世界から“未来のコミュニティ”として注目を集めておられます、先進自治

体の取り組みをご紹介させていただきます。

それは、葉っぱビジネスでおなじみの徳島県上勝町です。上勝町は、葉っぱビジネスの成功を契機に“次世代の子どもたちにきれいな空気や、おいしい水を残していきたい！”との思いから、日本で初めて、廃棄物をゼロにすることを目指した「ゼロ・ウェイスト」宣言を行った町です。

具体的には企業と連携しながら、住民主体の多分別資源化を行うことで、リサイクル率が80%を超えていること、ごみの減量を公的に認証するシステムを構築するなど、資源が循環する仕組み作りを、独自のアイデアと多様な事業で展開しておられます。

その中でも、特に印象深かった取り組みが、住民主体の多分別資源化を支えるシステムといたしまして、町民の皆さんに、地域通貨の役目をいたしました「ちりつもポイントカード」を発行しておられたということでございます。

これは、「地球に“良いこと”をした人は、“良いこと”がありますよ！」というコンセプトのもと、町民の皆さんが量り売りで商品を購入したり、分別に協力したりするとポイントがもらえて、貯まったポイントは、環境に配慮いたしました、日用品等と交換できる仕組みになっています。

そこで、この取り組みを参考に、私は、島の課題解決の一助として、“分別”に特化した、隠岐の島町地域通貨「隠岐は絵の島 エコカード」の発行による実証実験を提案させていただきます。ただし、この取り組みについては、ごみステーションの確保と整備、関係者の役割分担やシステムの構築等、課題はございますが、町民の皆さんの“意識”を変える仕組みづくりがデザインできるのではないだろうかと思い、小規模な取り組みとして提案をさせていただきます。

まず、はじめに収集するごみステーションです。全てのごみステーションで実施するのではなく、旧4町村の地域の皆さんが集まる主要な場所をいくつか指定し、持ち込む場所、時間も決めて行います。次に、発行するポイントカードです。金銭的に負担の少ない紙カードを使用し、取り組む内容につきましては、町民の皆さんに最低限実践してもらいたい“雑誌・新聞紙・ダンボールといった古紙、ペットボトル、缶、瓶、そしてこれからの時代ですプラスチック”といたします。そして、持ち込んだ量でポイントを付けるのではなく、分別した種類ごとにポイントが付く仕組みとし、貯まったポイントについては、町の財政負担を考慮し、ポイント数に応じて、町指定のごみ袋での交換や、公共施設での利用といたします。一定の効果があれば、島内商店での利用ができたり、環境に配慮した日用品等と交換しても

良いと思います。

最後です、これが一番大事です、実施して終わりというのではなく、この取り組みを実践することでどれだけ削減できているのか、随時、町民の皆さんにお知らせすることで、活動の見える化や共有化を図ることができると思います。

つまり、このような活動を通じまして、町民の皆さんが楽しみながら、連携しながら身近な社会貢献である 3R を実践できることと、本町の環境負荷の低減として、“ごみの減量化”と“脱炭素化”を図ることに貢献できると思います。

そこで、町長にお伺いいたします。

私の提案いたします「みんなが“共感”できる、ごみの減量化と資源化」につきまして、町長のご見解をお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、岡田議員の分割質問二点目、「みんなが共感できる、ごみの減量化と資源化」についてのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化及び再資源化を推進するためには、循環型社会を実現することが必要であり、そのためには 3R の取り組みを実践し、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減を図っていくことが強く求められております。

しかしながら、現在、本町におきましては、一人当たりのごみ排出量の多さや、リサイクル率の低さなどの課題を抱えており、必ずしも効果的に推進しているとは言い難い状況にありますので、今後は、町民の皆様一人ひとりの意識改革やごみ分別処理体制の見直し等、きめ細かな取り組みを進めていくことが必要と考えているところでございます。

議員からご提案をいただきました、ごみの分別に特化した地域通貨「隠岐は絵の島 エコカード」の発行による実証試験につきましては、ご承知のように、小規模な取り組みとは言え、ごみの多分別化による負担や、新たな仕組みづくり等に課題が多く、今後調査研究してまいりたいと考えております。

本町といたしまして、まずは、来年度から「ごみ指定袋制度への移行」及び「分別収集体制の見直し」の 2 つの制度改正を行うこととしており、これを契機として町民の皆様が一人ひとりがごみを減らすことを心掛け、行動を起こすことで、ごみ発生の抑制につながるよう取り組んでまいります。

また、2 つの制度改正に伴い、新たなごみ出しルールへの円滑な移行を進めるとともに、町民の皆様及び事業者の皆様、行政の役割を明確にし、それぞれが連携・協力して取り組め

るよう努力してまいる所存でございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○1番（岡田 智子）

はい。まず私の提案には課題が多いんですけれども、このような中、調査研究をしていただけのご配慮いただきましたこと、ありがとうございます。そして今回の私の提案、分別に特化いたしました地域通貨の役目をした「ポイントカード」だったんですけれども、これは近い将来、国の取り組みにはなるんですが、環境に配慮した行動を促しつつ、地域経済の活性化に寄与いたします「地域二酸化炭素削減ポイント」この取り組みの拡大の方が広がるかもしれません。

そしてもう一つ、他の自治体になりますけれども、本町と同じようにごみの回収方法を見直すにあたって、何度も説明会を開催し、「混ぜればごみ、分ければ資源」これを合言葉に粘り強く啓発活動を続けた結果、今では品質の良い資源として、ごみを資源に収益をあげておられる自治体もございます。今回、私がこのような提案をさせていただきましたのは、値上げに伴いごみの減量化、一定の効果はあると思います。ですが他の市町村と比べ、本町の分別の現状、これを考慮しますと、私は町民の皆さんの行動を変える仕組みづくりも考える必要があると思ったからでございます。そのためには、本町の現状、課題を丁寧に説明すること、そしてその課題を解決するためにこれからどのように取り組んでいけばよいか、みんなで一緒に前向きに考えて取り組んでいく必要があると思っています。その時に大事になるのが、皆さんの“共感”です。少しずつかもしれませんが、1人でも多くの方々の“共感”を得られれば、皆さんの意識と行動が変革されて、私たちの暮らしの価値も変えるんじゃないかなと思ったからでございます。

そしてこの取り組みは先ほどの「ゼロカーボンアクション」それから「経済のグリーン化」にリンクする部分がたくさんありますし、何よりも資源循環の高度化を目指すことに繋がると思ったからでございます。どうか持続可能な地域社会を構築するためにも、本町の特徴を活かした仕組みづくりができることを大いに期待したいと思っておりますし、改めて1日でも早い説明会の開催と、そして説明会に来ることのできない方々への配慮も合わせてお願い申し上げます、質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池田 信博）

以上で、岡田 智子 議員の一般質問を終わります。

次に、4番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

まず、「島根原発2号機再稼働に関する隠岐の島町の避難計画、対策」についてです。

山陰中央新報6月3日付け新聞一面トップに大きく「丸山知事 再稼働同意」と報じられました。これは政経部の高見維吹記者ですが、一面の解説に、“丸山達也知事は事故のリスクを背負って原発と共存する道を選んだ。 — 中略 — 県民の安全と安心を守る重責は手元に残る”と書かれています。また6月4日付の同紙P25には、九州大学大学院 出水薫教授の弁で“自治体の首長や議会の役割が住民の安全と福利を守ること”とあり、再稼働同意はこの当然の事がなおざりにされ、経済が優先されての結果です。私の理解の範囲を超える決断が下された訳ですが、ここではそれについての質問ではなく、出水教授の言葉にあるとおり、首長・町議会の役割についてであります。

島根県は、事故が起きた時の避難計画・対策に30km圏内の住民の事だけで、隠岐は計画に入れていません。しかし本町また隠岐は、生活物資や人の出入りを担っているフェリーや高速船は30km圏内にある七類港や境港港が離発着港になっています。最悪の事態、原発事故が起きた時は、この2つの港は即閉鎖されます。その時のために、どの港を経由して、町民約14,000人の生活物資、町民の足を確保すれば良いのか、危機管理として当然考えておかなければならない重要な問題であると思います。時化でフェリーが1日2日止まっただけで、生活必需品はスーパーの棚から払底してしまうのが現状です。隠岐から島根県の港で大型フェリーが接岸できる港といえば浜田港であると思われませんが、30km圏内を通過することになり当然浜田港は臨時寄港地の選択肢から外れます。そうであるならば、隣の鳥取県の賀露港か兵庫県の香住港が考えられますが、これら2つとも漁港であり、大型フェリーが接岸できるかの調査や接岸が難しい場合どうするのか、さらには、県をまたぐことによる話し合い等々、問題解決には時間を要すると思います。また住民の避難訓練も当然考えて行かなければならないと思われませんが、県は我々隠岐の住民の事はまったく度外視しています。ちなみに、現在のところ、原発2号機の再稼働は来年4月以降に予定されております。もう直ぐです。これら県の「避難計画・対策」について池田町長はどのように考えておられるのか、また首長としてどのように対応されるおつもりなのかお聞きしたい。

ちなみに同様の質問が、米澤議員により平成26年9月の定例議会で行われております。お願いします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問一点目、「島根原発2号機の再稼働に関する隠岐の島町の

避難計画、対策」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「原発事故が起きた時の県の避難計画、対策に隠岐が入っていない」ことについてであります。議員ご承知のとおり、国においては、放射線による健康影響をはじめ、原子力災害時に影響が及ぶ可能性がある、原子力施設から概ね 30km 以内の区域に対して、重点的に原子力災害に特有の対策を講じておくよう、原子力災害対策重点区域を予め定めております。

このことから、島根県におきましても、「島根県地域防災計画（原子力災害対策編）」の中で、原子力災害対策重点区域に該当いたします。松江市及び周辺 3 市と県が、国、関係機関等の協力のもと、避難計画を作成することと位置づけられているところでございます。

次に二点目の、「原発事故が起きた時の海上輸送を確保するために七類港及び境港以外の発着場を考慮しておくべき」とのご質問についてであります。物流につきましては、大江議員のご質問にもお答えいたしましたとおりでございまして、町民の皆様の避難が必要になった場合につきましてお答えいたしますが、まずは、その受け地となります市町村の決定が必要となります。その上で、原子力災害対策重点区域から離れた港等の使用や、自衛隊、海上保安庁などの実働組織の協力を得ながら、町民の皆様の避難を行ってまいります。

いずれにいたしましても、国、県をはじめ関係機関との連携は不可欠であり、日頃から情報の共有に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

再質問をさせていただきますが、まず、私が 30 km 圏内と申し上げたのは、それは国が定めていることで、その国が定めている 30 km 圏内で圏内の人だけ健康に被害があるかどうかという事は、完全には言えないのではないかとこのように思います。空気というのはどこにもまわっていきますから。30 km で放射能はもう先には行かないというのはあり得ないわけです。そういうこともありまして、それが論点ではないですけども、それに対してと言いますか、丸山知事の再稼働の同意に対して、隠岐の住民の物資、輸送ですね、フェリーとか高速船で輸送する場合、どういう風に町として考えておられるのかということで、先ほど大江議員の質問に対する答弁で物資輸送に関し県の回答、つまり「自衛隊、海上保安庁等の実働組織による緊急輸送を行う」との回答を引用されておられました。ただ、それがどれくらいの期間におよぶのか、誰も予測不可能ではないでしょうか。その間、フェリーや高速船の運航はどう考えておられるのか、原子力災害対策重点区域から離れた港等の利用については、それから港等の実情等あり、事故が起きてからの交渉では遅きに失するわけで、今から準備してお

くべきではないかと考えます。その点、如何でしょうか。お考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池田高世偉 ）

齋藤議員の再質問は、日頃から住民避難について、原子力有事の場合を考えて日頃から住民の皆様の避難について具体的計画を持っておくべきだというご質問だったと思います。

私も常日頃から申し上げておりますが、30 kmまでの松江、安来までが国という警戒区域です。それよりも海を隔てる隠岐の方がはるかに危機感はある、対象地域ということは申し上げておりますが、その点はなかなか国も県も基準があるということで認めていただけていないのですが。この海を隔てている隠岐としての、原子力に対する危機感は同じ思いだと思っております。

その上で、常日頃からフェリー、高速船も含めた旅客運送の船舶を含めた避難についてですが、具体的に町単独で議員がおっしゃっているような計画をきちんとは持っておりません。ただ、そういった意識をさらに深めていく面で我々も持たなければなりません。最終的には国、県のご指示と対応を持って、対応をしていくようになるのではないかと考えております。

おっしゃっている、常日頃から近隣のそういった30 km圏域でない港について、その時に市町村を探すのではなく、はじめからそういう連携を取れておくべきということも十分理解できます。もう少し、自分としてもそういった部分を強化できるように考えさせていただきたいと思っております。

○議長（ 池田信博 ）

危機管理室長、今の町長の答弁を聞いてもう少し具体的に詳しく、事務的な手続きも含めて説明ができれば。

○番外（ 危機管理室長 齋藤和幸 ）

事務的な手続きということでございますので、少し補足させていただきます。

有事の際にでございますが、当然ですが国、県、そして町の方にも、「危機管理対策室」が中心になりまして、「災害対策本部」が立ち上げられます。その段において、先ほど前段で申し上げました大江議員の食料の確保等々でまずは、2 日間は何とかしのぐということでございます。ただ、風の向きによっては本町においても影響を受ける可能性がありますので、住民の皆様の避難につきましては、受け地の決定、14,000 人が全て同じ所に向かって行けるのかどうかというのは国、県において早急に検討していただいて、本町においてその配分なりを決定していく流れになろうかと思っております。

その際、一番考えられるのは隠岐汽船だと思いますが、その隠岐汽船が境港、七類港に留まっている場合には船を動かさませんので、自衛隊、海上保安庁の船を使って避難をしていくという風になるかと思います。

○4番（ 齋藤 則子 ）

お答えもいただいたのですが、例えば、先ほどの池田町長の答弁の中で国、県の意向にそって、町もそれに従った対策をしていくという答弁でしたが、国、県が隠岐の島町の実情をどのくらい把握しているかということが、大きな問題になるかと思います。

ただただ国が言っていることに則ってやるというのが、今までのやり方であるかと思いますが、隠岐の島のことを考えますと、それではちょっと対応できないのではないかと思うわけです。しかも自衛隊とか、海上保安庁で町民を移動したりとか、物資の輸送にはそれで事足りるかと思いますが、島民を島外に移すというのは、あまり現実的なやり方ではないと思います。例えば、事故が起こったときには外に出ないようにして、窓を閉めて家に居るとか、雨が降ったら外に出ないで、なるべく雨に打たれないとか、そういうようなことを口を酸っぱくして言っていくしかないのではないかと私は思っております。高齢の人が多い、この隠岐の島町で動かさない人も多くいるわけですから、全員を島外に移送するということは、ほぼ非現実的な考え方ではないという風に思いますので、そこら辺のことを考えながら、もう少し国、県の意向ではなくて、町独自の対策を練っていただきたいというのが私の質問の本旨というか、わけです。ということで、これに対する答弁は、私の要望みたいなかたちで受け止めていただければと思うのです。

次に、二点目の質問です。「隠岐本土間のフェリー、高速船料金を JR 並みに」についてです。

本会議初日の池田町長の報告にもあったとおり、今年3月に池田町長が丸山知事と国に「陳情」に上京した旨の記事が載っていました。来年令和5年3月に期限が切れる10年の「時限立法」である離島振興法改正に向けてであります。

隠岐の経済振興を阻害しているものの一つに隠岐航路の高い運賃があると思います。隠岐汽船は日本一高い、と囁かれるほどです。確かに今では「島民割引」の優遇措置があり、島民は JR 並みの運賃で本土との往来ができるようになっています。しかし島の活性化を考えるならば、もっと外から来てもらわなければならないのは歴然としているが、隠岐本土間の往復には高速船で約 13,000 円以上、フェリーも 2 等で往復約 7,000 円もかかります。島外に住む子どもたちが親の様子を見るため、介護のため、また観光客が隠岐に旅行したいと考えて

も、二の足を踏ませる大きな要因だと思います。憲法第14条の“すべて国民は法の下に平等であって”の観点からすると国が負担すべきでないか、なぜ離島に負担がいくのか、またくるのか。山陰本線から外れた過疎地域、隠岐のフェリー、高速船の料金もJR並みにすべきと考えます。

全国組織の離島振興協議会には内海離島や有人国境離島などがあり、問題は複雑だと聞いているが、戦術としてまずは特定有人国境離島に指定されている隠岐からはじめ、徐々に内海離島にも波及していくように考え、最重要案件として、秋の国会での法案改正に向け、国にさらに強く要望してもよいのではないかと、如何でしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、齋藤議員の分割質問二点目、「隠岐本土間の航路運賃低廉化」についてのご質問にお答えします。

「航路・航空路運賃低廉化事業」につきましては、現在のところ、国境離島の住民、及びそれに準じる者のみが助成の対象となっております。このような状況下で、隠岐地域におきましては、来島される方に運賃低廉化を適用させるべく、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」の滞在型観光促進事業を活用し、島外の方にも実質的に島民と同じ運賃で、航路を利用できる仕組みを構築いたしました。しかしながら、利用上の制限があることから、抜本的な解決には至っておりません。

議員ご指摘のとおり、離島の活性化のためには、国境離島の住民に限らず、航路・航空路を利用される全ての利用者に対しての運賃低廉化が必要不可欠であります。私も同じ思いであることから、制度創設当初から、国に対し、全ての利用者に運賃低廉化を適用するよう、要望活動を継続してきたところであります。

離島振興法におきましては、「離島交通対策は、まちづくりを進めていく上で、普遍的な最重要課題」として位置づけられています。今後も、島根県及び全国の離島地域と連携し、運賃低廉化のみならず、物資の輸送コストや自動車の航送料の低廉化などについて、国に対する要望活動を継続してまいります。また、その実現に向けましては、島根県及び島根県選出の国会議員の方々に、ご指導を仰ぎながら進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（齋藤 則子）

ただ今の町長答弁に関して、一点再質問をいたします。

ご答弁にありますとおり、運賃低廉化に対し滞在型観光促進事業として「おき得乗船券」

日帰りと宿泊プラン「隠岐の島の旅」と大いに努力しているのは承知しております。しかし、同じくご答弁にありますように抜本的な解決にはなっていないわけであります。

本日28日の山陰中央新報の、鎌田記者の記事「隠岐汽船7期ぶり赤字」の中に、この2つの促進事業が好評で旅客数は10.0%増の26万6,000人強とあります。このことから運賃の低廉化は隠岐の活性化にとって大きな要因なのはあきらかです。

池田町長は初日の行政報告で「離島振興法」について、“年内の法案成立を見据え—中略—引き続き本町の抱える課題について、国への要望活動を継続する”旨、お聞きしました。

その要望活動に「JR並みの輸送コストの課題」が明確に含まれるのか、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問は運賃低廉化の国要望について、「隠岐にお出かけいただく方、離島の住民全対象の要望も含まれるか」ということですが、当然といたしますが、これは制度設立当初からそれ一点です。と言いますのは、制度が出来て国に大変感謝はしておりますが、制度が出来る前段では、JR並みにやることで、全ての対象者に対してということのを伺うなかで、我々は進めてきていたわけですが、いざ制度が出来てスタートする時点にあたっては「島内の町民に限る」ということになったと。予算的な規模の問題もあったと聞いてますが。最初からずっと思っておりますので、毎回、全利用者ということは言っています。

今年も「全国離島振興協議会」での要望活動、私も全国の副会長をさせていただいて大変この点は良かったと思っておりますが、6月は行きましたが、今後7月、9月、11月、2月と5回、国・各省庁に要望活動に行くようにしておりますので、今後も引き続き要望してまいります。

今、まさに言われたように我々の経済の生命線だと思っておりますので、努力してまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

○4番（齋藤 則子）

今の町長のご答弁で、当初からの要望事項だということで、今後とも、特に隠岐の島は竹島の問題を抱えておまして、「有人国境離島」として非常に重要な位置づけをもっているのではないかと思いますので、その辺りを強力で推し進めて、まずは隠岐の島町からでもいいではありませんか。そこら辺のことを強く、強く国へ要望していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

次に、8番：菊地 政文 議員

○8番（ 菊 地 政 文 ）

通告にしたがいまして、一般質問を行います。分割で四点ほど質問いたします。

全国的に最近、新型コロナウイルス収束への期待が高まっています。隠岐の島でも感染症対策では、町長の的確な判断の下、臨機応変な対応がとられ、医療体制に大きな支障はなく、町民の協力と最前線に立つ医療従事者、そして「保健福祉課」をはじめとする町職員の献身的な努力に敬意と謝意を表すところです。

収束の期待感は増している状況ですが、私たちの暮らしに言いようのない重い空気を漂わせ、元気を失わせていることも事実であり、改めてスポーツや文化の持つ力を認識させられます。本町においては、「新庁舎竣工祝賀奉納第15回隠岐古典相撲」も新型コロナウイルス感染拡大を考慮し開催を見送ることになりました。

2年以上にわたるコロナの影響によって、既に我々の価値観や意識は大きな変容を遂げていると思われまふ。このような中で、一つの光があてられたような気がしました。「第15回隠岐の島ウルトラマラソン」がウィズコロナ禍に意識を高くして、実行されたことは大変良いことと思われまふ。このイベントは、走る選手のみならず、今では島あげての一大イベントで、島民の素朴な応援がランナーへのおもてなしとなり、素晴らしいと自負しております。

そこで気になることが何点かありました。隠岐の島の観光もコロナ禍で既にスタートを切っているにも関わらず、またウルトラマラソンが控えていても、ランナーがコースとして走る沿道に草が生い茂っていて周りの自然空間は綺麗で良いのですが、ランナーの足下を見るとがっかりです。最近、私の友人が空港で観光客からこのような事を言われたと、「隠岐の島の景観は美しいが、町道、県道の環境整備が非常に悪い」と言われたそうです。

環境整備のことで、草刈りという単純なことなのですが、これも意識を高く上げないと思えないものと思われまふ。中には自ら各地域で個人的に又はグループで草刈りをしている所も見受けられますが、観光シーズンは必ず沿道の草がないものにしたいものです。インセンティブを与えてでも、綺麗な島にと思われまふが、町長に意見を伺います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の分割質問一点目、「観光コース等の道路環境整備」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、本町の基幹産業であります観光業にとりまして、本町の景観は文化・風土とともに貴重な資源であると認識しております。そして、その景勝地を結ぶ道路における日

頃からの維持管理につきましても、重要なことと認識しております。

町道の除草を含めた環境整備につきましては、「ウルトラマラソン」の実施前を基本とし、業者への委託や地域、地区活動などにより行っております。また、県道におきましては、町内を6工区に分けて業者に委託し、7月中旬の完了を目標に作業を行っております。

観光客はもとより、帰省客の方々に気持ちよく来島、また、帰省していただけるよう心掛けますとともに、生活道路としての環境整備につきましても、今後とも県と連携して実施してまいりますと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

一点再質問させていただきます。

去年の8月の災害による工事作業が非常にたくさんあって追われていると思うのですが、きっと人手が足りない、こんなことで7月中旬とは言っておりますが、これも非常に後になぜかのような気がするんですが、その辺の様子を聞かせてください。

○番外（建設課長 田中文男）

県道の除草ですが、6月末から7月のあたま、6月中旬ですか、この頃に確か発注は終わられていると思います。で、県土整備局に確認したところ、工期につきましては7月中旬を考えているそうです。一応、町長が答弁しました7月中旬が完了目標となっていると思われま

す。以上です。

○8番（菊地政文）

それでは、その辺の実行をよろしくお願ひしたいと思います。

二点目の質問、「隠岐の農業の主力である畜産業」について伺います。

近年の米価低迷もあり、コメ作り農家のWCSへの転換が予想以上に進みつつあります。島後においては、今後の島内需要を超えることが予想され、新たなコンバインの導入意欲も聞こえます。コロナ禍での世界的なコンテナ船の滞りもあって飼料供給体制の不安定化とコスト上昇に見舞われています。今後、畜産農家への支援について町長の所見をお伺ひいたします。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の分割質問二点目、「畜産農家への飼料の支援」についてのご質問にお答えいたします。

まず、本町のWCSの現状ですが、主食用米の価格下落により飼料用米への転換希望が多く、島内の畜産農家の消費量を超えることから、作付けの調整が必要な状況となっているところ

でございます。

このことから、本町も構成員である自給飼料利用推進協議会において WCS 用コンバインの老朽化に伴う更新、刈り取り時の労働力不足、生産量の増加に伴う販路など、作付けの増加に対する様々な課題について検討を進めているところでございます。

また、価格が上昇している飼料につきましては、島根県の 5 月補正予算において、畜産農家への飼料費支援が決定されましたが、飼料費以外にも燃料、肥料の高騰もありますことから、畜産農家に限らず農業全般を対象とした本町独自の支援を、現在検討しているところであります。

今後の情勢が不透明なこともあり、情報収集に努め適宜、適切な対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇8番（ 菊 地 政 文 ）

再質問させていただきます。

町独自のということですが、7 月 4 日に競り市がありますが、この牛の値がですね、非常にもう下がる心配が全国的にみえて出ているんですが、その時、先ほど言われたような町独自の支援ができるかどうか、もしですから、今どうのこうの言えないかもしれませんが、一応、心の中に値が下がった時の支援体制を考えていただきたいと思います。この点はこれで終わります。

次に、三点目の質問です。

隠岐の山には大径木が大量にあります。これをどうお金に変えていくのか。ウッドショックにより大手製材業者では、輸入材から国産材へシフトをはかり、新規大型工場への投資が活発化しています。

地元の製材力が弱れば林業が衰退します。かつての「林業王国隠岐」の復活のためにも製材力の強化が望まれますが、離島の数少ない外貨獲得手段として林業をしっかり位置づけ、地元の製材業の強化、そして商品の高付加価値化を支援していただきたいものです。これへの施策と方向性を伺います。

〇番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、菊地議員の分割質問三点目、「林業の新しい製材所の取り組み」についてのご質問にお答えいたします。

大径木につきましては、全国的に出荷量の増加が見込まれますが、対応できる製材所が少ないために、国が製材工場に対して、大径木を効率的に製材していくための施設整備に支援

を始めることになりましたが、本町におきましては、乾燥技術などの問題や大規模な投資にもなりますので、現時点での導入は難しいと考えております。

しかしながら、森林が約87%を占める本町では、林業の活性化が不可欠であり、製材工程においても機能強化を図っていく必要があることから、本町における製材業の核である「隠岐島木材業製材業協同組合」への木材乾燥機を予算化しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（菊地政文）

分かりました。少しでも製材所の技術が上がり、島内で循環できるような製材ができれば、経済の循環へと繋がりますので、その辺をしっかりとですね、考えていただきたいと思います。

それでは四点目いきます。

これからの隠岐の島町の第1次産業の魅力づくりをしっかりと考えて、ウィズコロナからすでに人々の価値観や意識は大きな変容を遂げています。ソーシャルディスタンスを保ちながら身の回りのイベント、冠婚葬祭のあり方やインターネットを使った在宅勤務や会議、研修といった働き方、そしてこれらがもたらしたデジタル技術の進歩とマーケットの変化、コロナ後に社会が元の姿に戻ることを想定しての町長の考えは。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、菊地議員の分割質問四点目、「コロナ禍での新しい行政の考え方」についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナ発生から3年、ウィズコロナの時代になり制約が解除され、経済活動も徐々に再開されてまいりましたが、コロナ禍で変化した働き方、暮らし方などは定着してしまうものの、元に戻るもの、部分的に変化するものなど様々であると考えられます。

林業では国産回帰で木材価格が上昇し、農業、水産業では、高価格帯の商品や飲食店の需要は減り、地産地消、家庭食、ネット販売は増えるという変化があり、新たなニーズの可能性も出てまいりました。

行政といたしましては、アフターコロナに向け、観光や地域振興を含めニーズの変化にあわせた対応が必要であると考えますので、このような変化を見極めながら、関係者の皆様方と話し合い、実情に即した効果的な支援を講じてまいりたいと考えております。

現在でも、地域行事の中止・縮小により地域コミュニティの弱体化が懸念される中、自分たちで工夫し感染症対策を行いながら活動を継続・再開されている方々もおられ、備品購入などで支援させていただいておりますが、コロナと向き合い活動していくことも、これから

は必要であるとも考えております。

新型コロナウイルス感染症の一日も早い終息を願うばかりではありますが、このコロナ禍で経験した様々な出来事を、今後の町政運営や施策に活かしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○8番（ 菊 地 政 文 ）

今町長からいただいたご意見、非常にありがたく思いますね。地域のコミュニティを非常に強化していただくという話も聞けましたし、その中で実際この各地域で高齢者のサロン、高齢者のグループの集まり、それから隠岐の島町婦人会などが対人社会サービス、この辺をですね「子ども食堂」がもう数回されてまして、今後は「シニア食堂」なども実行すると聞いております。

この辺の人と人との繋がりがですね、非常に大事になってくると思われまますので、社会保障でお金をばら撒く、そういうと語弊がありますけれど、そういうものではなく、それも大事ですが、対人社会サービスを今後、強化していただきたいと思えます。

最後に、9月の定例会におきましては、水産業、水産振興、指定管理について質問させていただきます。以上で終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、菊地 政文 議員の一般質問を終わります。

ここで、昼休憩といたします。

午後は、13時30分からです。

（ 本会議休憩宣告 12時01分 ）

○議長（ 池 田 信 博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

次に、2番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

「危機管理と災害に対しての備え」について質問いたします。

私たちが住む隠岐の島町は、本土から日本海に向かって約70kmに位置する国境離島です。

西郷港には海上保安署や自衛隊駐在員事務所である連絡拠点があり、また島根県隠岐の島警察署や各地域に駐在所もあり、隠岐広域連合消防本部や隠岐病院は役場本庁付近にあり、重要

拠点となっていて隠岐の島町民の人命や財産等を守る機関が存在し、各関係機関は国や県とも「隠岐の島町地域防災会議」などで連携を図っています。しかし近年、異常気象での防ぎようのない自然災害において、これまでに経験したことがない「集中豪雨」が発生し、隠岐の島町では令和2年、3年と連続して土砂崩れなどの災害が多発し、甚大な被害をもたらしました。2年続きの豪雨等による土砂の流出で、河川に土砂堆積箇所も増え、不安に感じられる地域の方も多くおられるのではないのでしょうか。

今も梅雨の季節となり、災害に遭わないとは限りません。自宅やその近辺にも気を配らなければなりません。

これから起こりうる危険な箇所等は、その地域で暮らす住民の方が把握し、普段から注視しておくべきだと、あの豪雨を経験した方々はそう思っているのではないのでしょうか。

本日は「熱中症警戒アラート」も島根県にも発表されました。災害は「風水害」だけではないのです。

町が作成した「第2次隠岐の島町総合振興計画」の“安心して暮らせるまち”のタイトルのページでは、「交通事故、災害、犯罪などから命や財産を守り、みんなで助け合いながら安全で安心な生活を送ることが出来るまちを実現します。」とありますが、その中で自主防災組織、「地域住民が自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成し、自発的に防災活動を行う組織のことですが、町内にどれくらいの世帯が組織に属しているのかの目安である「自主防災組織率」の指標（KPI）が掲げられていますが、2018年当時の現状値23.3%、2024年の目標値は30%とありました。

隠岐の島町は現在、約7,000世帯の内、約24%の地区単位での世帯数値で、約1,700世帯の組織に属していることになるので2,030年までに7,000世帯を維持したと仮定して、あと約400世帯が自主防災組織に参加する計算になります。組織率を引き上げることは、防災になるのは勿論、近年の新型コロナウイルス感染症の影響で、地域コミュニティ活動も減り、人と人との会話やふれあいも薄れてしまっている今日に、地域の結束力もさらに高まり、防犯や一人住まいの高齢者や家族が仕事に出ていて留守番をする子どもの見守りにも繋がる、まさしく災害に強く、隠岐らしい人情あふれる島づくりになるのではないかと考えます。

本町には18地区の「自主防災組織」がありますが、その中で昨年「防災まちづくり大賞」の最高賞である総務大臣賞を受賞された「西郷中町町内会連合会」の会長に話を伺いました。やはり、防災の会を立ち上げると同時に高齢者宅の安否確認をするなど、町内会の皆さんが顔見知りになり信頼関係が生まれ、いわゆる“縁づくり”をしながら、大切な仲間を守る会

になっているとのことでした。しかし、組織づくりをする中で、町内の方々が賛同してくれるのだろうか、おせっかいだと思われまいだろうか等と、不安なこともあったとおっしゃっておられました。しかし、災害が起きた時にいち早く駆けつけられる組織体制や、消防が来るまでの初動活動の訓練などを重ねていくうちに、仲間同士が思いやれる“まち”になってきている。10年続けてきて良かったとおっしゃっておられました。

こういった事例もありますが、実際は平成29年以降、隠岐の島町に新規の「自主防災組織」は創られていませんでした。

そこで、町長にお聞きします。

一点目、自主防災組織率を含め現状についての見解を。二点目、自主防災組織率を向上させるには、どういった施策を行うのか。以上、二点についてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「危機管理と災害に対する備え」についてのご質問にお答えします。

一点目の、「自主防災組織率を含めた現状について」及び、二点目の、「自主防災組織率を向上するための施策」についてであります。関連がありますので一括して答弁させていただきます。

議員仰せのとおり、「第2次隠岐の島町総合振興計画」では、2024年の自主防災組織率の目標値を30%としており、島根県の平均値76%と比較いたしますと非常に低い目標値となっていることは承知しております。

自主防災組織につきましても、地域力が高くないと組織化できないものであり、少子高齢化が進行する現在の状況においては、非常に厳しい目標値ではないかと考えております。

しかしながら、自主防災組織は、その結成の過程において地域力や自助、共助の意識を高める効果があると考えておりますので、まずは「隠岐の島町地域防災計画」に基づき、地域の役員の皆様に啓発活動、防災知識の普及を行ってまいります。

また、本年10月には「島根県総合防災訓練」の開催が本町で予定されており、自主防災組織についての講演会も開催いたしますので、地域の役員の方々にご案内を差し上げようと考えております。併せて、自主防災組織の結成に向けた支援、地域での避難訓練等の開催支援も引き続き行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○2番（牧野 牧子）

町長の答弁で秋口に「大規模災害訓練」を行うということでした。昨年も新型コロナウイルス感染症対策もあり、昨年の9月でしたが島根県「危機管理課」による弾道ミサイルを想

定した訓練が町内小・中学、高校で行われていました。また、島根県警が豪雨災害に備え救助訓練を関係機関合同のみで行っておられました。コロナ禍であっても、想定訓練が行われていたことは有意義だと思いました。そして、今年は秋口に「大規模災害訓練」ということでありますので、またそのところは町内で出来るだけの参加を期待したいところではありますが、災害はまったなしでやってきますので、住んでいる場所が海部や山間地区などでは、災害の種類にも違いがあると思います。時間帯も夜間だったり、日中であっても家族が仕事に出掛けていて高齢者の方や子どものみの時もあります。自宅近所の危険箇所や災害の擁護者宅の把握等、そうした大規模な訓練も大事だとは思いますが、普段から地区内で共有しておくべきではないでしょうか。

近年の災害続きで、自分を守らなければならないといった機運が、今だからこそ、そういったところに自主防災組織が立ち上がるまでのサポートもするべきではないでしょうか。この数年間で先輩議員の防災に関する「一般質問」は数々ありましたが、町長は地域防災に力を入れ、まず身の回りから、自治会から重点的におこなっていくという答弁もあり、所管部署に適切な指示をしてくださっているものと理解しておりますが、住民の方が自主的に組織を結成するのは容易なことではないと思います。

自主防災組織の新規参加がない原因、出来ない理由ではなく、出来るための方法を探してみても如何でしょうか。先ほど「熱中症警戒アラート」のことを申しましたが、今もどこかで知らぬ間に脱水症状を起こしている高齢者の方がいるかもしれないのです。お隣、ご近所の声かけも大事と思うのです。

先ほど、同僚議員の提案もありましたが主婦や女性の感覚の・・・、私の個人的な考えであります。本町の「保健福祉課」が行っている健康診断等の参加でポイントが付き貯まると粗品、粗品といってもティッシュボックス5箱組1パック。そういった粗品が貰えるなど参加への工夫をされていますが、各地区や自治会向けに地域参加促進のための、そういった簡単な提案からでも、自主防災組織率向上のためのアクションの提案をしていくなど試みては如何でしょうか。町長のお考えをお聞きしたい。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問ですが、ちょっと絞り切れない部分がありましたので、要するに地域組織に対する組織力を高めるための提案についてということによろしいですか。（「はい」の声）

議員仰せのとおりでして、まず、地域防災の組織率について目標が30%だということ自体が、町として低いと言われればそれまでです。私も低いと思っています。

また、すべて各地域の方々がこの組織が必要だということは十分過ぎるほど認識しております。ある地域の防災組織については、夜はこの車に乗ってという細かいところまで訓練も含めて計画も作っているわけですが、先ほど議員もおっしゃったように、昼間にはその車は無いわけです。働きに出ていますから計画が2つある。それもあらゆる状況によって違ってくる、大変難しい場面がたくさんある中での「地域防災組織」をしないといけないということも、ご理解いただきたいと思います。

地域防災力を高めるために、町がいかなる支援もしますということは伝えてあるのですが、なかなかそこに至っていない。先ほど、ご説明申し上げましたように、まずはまた改めて地域の役員の方々へ防災組織を高めましょう、こういった防災訓練をやりましょう、数が少なくてもいいです我々出掛けますということ、何度ともなく繰り返すことしかないと思っております。その中であって、議員がおっしゃったように、何か地域防災の会合に出掛ける時に付与するというやり方もあると思いますが、それも含めてまずは地域の皆さんに理解をしていただいて、どうすればいいかを地域の中で話し合う、地域の中で高齢者の多い、少ない中でも話し合う中で課題を一緒になって、呼んでいただければ町も出掛けますので探していく以外に今は。この地区の現状を見ますと、難しいなという風にはっきり感じます。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

今の町長の答弁の中で、地域の防災組織をつくるということはすごく難しい。先ほどもお話しをしましたが、難しいことをそれならば、どういったふうになれば難しくなくなるのか。先ほど提案しましたが、その地域の集まりなどにもなかなか昨今、新型コロナウイルスの関係もあって集まりも少ないのは確かではありますが、近年起きる災害に関しましては皆さん、「これじゃ駄目だろう」と各ご家庭は思っていると思うのです。だけど、私も含めてですが、ご近所で段々と高齢化が進んでいき心細い気持ちは皆さんお持ちだと思うので、そこは地区の自治会とか集会、サロンとか何でも、そういった会に皆さん集まるような・・・。

私も先ほど分かりにくい説明で申し訳なかったですが、お買い物のポイントとは違いました「健康診断」に行くとポイントがもらえ、それが貯まると何かを貰える。そういった「物」というのは良くないかもしれませんが、そういった簡単なところから皆が集まれるような仕組みづくりの提案です。自治会、地区とかその中で、皆さんがこういうことを考えていくのはどうでしょうかという提案を、町として考えていただけたらなということでお話しさせていただきました。

最後に、今回は災害についての質問は身近な地域での「自主防災」についてでありました

が、私は新型コロナウイルス感染も災害の一つとっております。家族の一人が「陽性」と判断されたその時点から、家族は外出も出来ません。そこに見えている自動販売機のお茶 1 つも買いに行けない。無症状で自宅待機をする方が、同居の家族を「検査」のために何度も車で、自分が「陽性」にかかっているのに病院に連れて行かなくてはならないという事例も聞きました。昨年、私は感染者への「誹謗中傷について」の質問をした時に、感染者の方への対応について言及したつもりでありました。現在、感染者数は県や本町担当者の方々のご尽力によって抑え込みがされていますが、感染されたご家庭が助けを求められる時には、隠岐の島町らしい対応をしていただけたらと思いましたので、この場でお話しをさせていただきました。質問は終了したいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

次に、7 番：村上 謙武 議員

○7 番（村上謙武）

通告しております、三つの項目について町長の見解をお聞きいたします。

3 月定例会において、町長が表明されました「施政方針」に関する内容について質問をいたします。

はじめに「時代にあった行政サービスの提供」についてですが、これに関して町長は「町民の皆さまのご要望に応えることができるよう組織機構や事務事業の見直し、人材育成による職員の資質向上、ICT 環境の整備促進による業務の効率化など、行政サービスの向上に取り組んでまいります」と述べておられます。これらの内容について二点伺います。

一点目は、組織機構及び事務事業の見直しとは、具体的にどのような組織機構について見直しを行い、また、どのような事務事業の見直しが必要であると考えておられるのか見解を伺います。

二点目、ICT 環境の整備促進による業務の効率化とは、具体的にどのような業務内容の効率化を図るのか、以上、二点について見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問一点目、「時代にあった行政サービスの提供」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「組織機構及び事務事業の見直しの内容」についてであります。組織機構につきましては、本町における重要施策の推進や急速に変化する社会経済状況の変化、町民

の皆様からの様々なご要望などに対しまして、柔軟かつ迅速に対応するため、毎年度、必要に応じて部署の統合や新設などの見直しをおこなっております。

また、事務事業についてであります。限られた人員と財源の中で事務の効率化を図るために、類似・関連事務の統廃合や当初の目的を達成した事業、関係団体等に委ねることが適当な事業などを中心として、適時、これらに該当する事務事業の見直しを進めているところでございます。

次に二点目の、「ICT環境の整備促進により効率化を図る業務」についてであります。行政のICT化は、効率的で質の高い行政を実現していくために、情報システムの改革、電子化・共通化・ペーパーレス化などを推進していくものであります。

このため、本町といたしましても、行政のICT化を推進していくために、本年度、担当部署の強化を行ったところであります。現在のところ、国が策定した「自治体DX推進計画」に基づく「自治体情報システムの標準化・共有化」や「自治体の行政手続きのオンライン化」等に対応していくこととしております。

また、本年度中に、ICT化を推進していくための全庁的な体制を構築する予定としており、その中でICT環境を整備する具体的な業務内容等につきましても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇7番（村 上 謙 武）

再質問をさせていただきます。

特に二点目で、私がICT環境の整備促進による業務の効率化について、具体的にどのような業務内容の効率化を図るのかという質問内容だったのですが、町長の答弁によりますと、最後のところに「具体的な業務内容につきましては検討してまいりたい」ということで、はっきりとした業務内容の見直しについては決まってないというか、そういうのがまだ見えていないということですので、こういったことに関しては早急にきちんとした「基本方針」というのを示すべきではないかという風に思っております。組織機構の見直し、事務事業の見直しに関しても、町長の答弁は必要に応じて部署の見直し等を行うとか、事務事業の見直し等についても、適宜これらに該当する事務事業は見直しを進めているという風に答弁をされましたが、本町においてはこういった組織機構の見直しとか、事務事業の見直し、そういったものに対する「基本方針」というものが明確に示されているのかどうか。

組織機構改革の「基本方針」というようなものが、きちんと作られて職員に示されているのかどうか。この点について、町長、答弁をお願いいたします。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

組織機構見直しの考え方について、全職員に知らせてあるかということですが、それは知らせてありません。それは執行部判断です。

最初にお答えをいたしましたように、組織機構の見直しについては、本町における重要施策の推進や急速に変化する社会経済状況の変化、町民の皆様からの様々なご要望に応じてという風にお答えをいたしました。令和3年度は「福祉課」「保健課」の統合をいたしました。「保健福祉課」について多様化する関連業務に柔軟に対応していくため、専門職の連携が図れるように1課に統合しました。また、エネルギーに関する事務を「環境課」に一本化しました。「農林水産課」の所掌事務であったエネルギーに関する事業を「環境課」に1課に統合しました。それが令和3年です。

令和4年度は、先ほども申し上げましたが「情報システム係」を新設しました。ICTに対応していくために係を強化したところです。また「危機管理室」と「竹島対策室」の体制強化として、今年度何回もご説明申し上げていますが、遅ればせながら竹島対策の係長を兼職を止めて、新たに専門として「竹島対策係長」を設置した。そして「都市計画推進室」を今年の大規模事業に伴って「都市計画課」に格上げしたという風に、社会情勢、あるいは町の重点施策に基づいて、この2年間でも十分な組織見直しをやってきたと思っております。

以上です。

○7番（ 村上 謙 武 ）

ただ今、具体的な内容について答弁いただきました。非常に分かりやすく理解いたしました。

私が質問したのは、今答弁いただいたような具体的な内容を伺いたかったということです。そして、もう一点、こういった組織の見直しや事務事業の見直しを行う際に、何を一番、ポイントになるかということ、やはり現場の全職員の共通理解を基にした改革、改善に向けた取り組みが最終的には一番のポイントになるのではないかと、そういった意味で共通理解を図るためにも、先ほど私が申し上げた「組織機構改革の基本方針」になるものをきちんと作って、それを示すことによって全職員の共通理解が出来るのではないかなということですが、これについて私は、「基本方針」を作る必要があると思うのですが、町長はどのように思われますか。

○番外（ 町長 池田 高世偉 ）

再質問につきましては、そういった「基本方針」を作るべきではないかという、議員の強

いお考えは十分理解できることですが、自分の説明の回答、答弁の舌足らずの面もありますが、当然執行部判断ですが、例えば「保健福祉課」の1課の統合についても十分な現場の声を聞いたからです。住民の声を聴く現場が聞いた、なら我々はどう対応していくか1課にすべきか、またもう一回原課に戻して、組織というものはそういうものですから、その声を聞いて判断するわけです。

正直言いますと、2課でやってきたものを、住民の皆さんの声があるけど個人的に1課にしているのかという葛藤もあったりして、現場から何回も会合して挙がってきてやはり「すべきだ」ということについて、執行部として組織見直しを判断するということですから、首を振ってばかりいるわけではないですが、十分に検討した後です。本町には「行政組織再編検討委員会」というのもございます。座長が副町長です。原課から挙がってきた声をきちんとする時、また別な面では今回「都市計画推進室」、現場からも確かにその声もありましたが、大規模事業を行っていくためには「推進室」という建設課内部組織ではなく1課として、今後の10年後の町を形成する整備をすべきだという判断の中で「都市計画課」として、判断するのも我々の仕事だという風に考えています。

議員の強いお考えは分かりますが、そういった状況の中で適切な判断をしているということをご理解いただきたいと思います。

○7番（村上謙武）

それでは、次に同じく「施政方針」の中で述べられた「財政の健全化」について伺います。

財政の健全化については、町長は「町の景気対策、活性化を視野に入れた財源の重点配分を行いながら、一方で、徹底したコスト意識を持った予算の編成と執行により、持続可能な財政運営の確立を目指してまいります」と財政運営の方針を表明されておりますが、これに関して二点質問いたします。

一点目、予算編成作業において、どのような事業について徹底したコスト意識を持ち予算編成を行ったのか、また、予算執行時の徹底したコスト意識はどのように具現化していくのか、見解を伺います。

二点目、町長が目指す持続可能な財政運営の確立とは、具体的にどのような財政運営の在り方、財政状況を想定されているのか、これについて見解を伺います。

○番外（町長池田高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問二点目、「財政の健全化」についてのご質問にお答えいたします。

一点目の、「徹底したコスト意識を持った予算の編成と執行」及び、二点目の、「持続可能な財政運営に対する見解」についてであります。ご質問の二点につきましては、本年3月定例会の「施政方針」の中で、財政健全化に向けた私の考えを述べさせていただいたところでございます。

予算編成におきましては、「地域経済の回復や将来を見据えた地域課題解決」に配慮し、有人国境離島特措法に基づく各種事業のほか、新たな施設の創設・整備、既存施設の改良など、計画に沿った重点施策をコスト意識を持って予算化したところであります。

また、新型コロナウイルス感染症関連施策、豪雨災害の復旧事業等につきましても、補正予算を含め、その都度適正に対応しているところでございます。

予算の執行に際しましては、事業内容などについて関係団体等に対し十分な周知を図ったうえで、早期発注・実施や事業の弾力的かつ機動的な執行により、事業効果が十分に現れるよう取り組むこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症対策など、必要に応じて緊急的な財政出動ができる体制を確保するよう、指示したところでございます。

藤野議員のご質問に対する答弁の中でも申し上げましたが、持続可能な財政運営の確立のため、国の補助制度などの積極的な活用による新たな財源確保をはじめ、基金の活用、業務委託など民間活力の導入も推進し、健全な財政運営に引き続き努めてまいるところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

再質問をさせていただきます。

二点質問したわけですが、二点目の質問の町長が目指す「持続可能な財政運営の確立」とは、具体的にどのような町の財政運営のあり方、及び財政状況を想定されているのかという私の質問に、町長からの答弁の中にこの内容が含まれていないのではないかと感じましたので、改めてこの二点目の質問に対して、町長はどういった財政運営を想定されているのか答弁をお願いします。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

健全な財政運営とは如何なものかということだと思いますが、これは何回お話しても議員と合いますかね。また、改めてお答えできるのは、限られた収入、交付税も含めて全てですが、どういっていか体力に応じた、180億円が自分の考える体力か、私は違うと言われたらまたそれまでですが、その年、年に我々は「中期財政計画」を持ちながら健全な、今も実

質公債費比率が3年間平均10.7ですか、令和3年度で11.7というようにきちんとした枠内数字を追いかけるなかで「総合振興計画」あるいは収入も含めた「財政計画」に基づいて予算編成をしているということですので、その予算編成をする前に我々が何回も言いますように、国に出掛けて国のお力添えをいただいて、いろんな面の補助制度なり、それに代わる支援制度等をお願いして町の財源確保に努めておりますので、それが午前中にも言ったように、自分は大きな仕事と思っておりますので東京にも出掛けます。

財政の健全化というのは、きちんと毎年皆さんに「中期財政計画」でお知らせしていること。それが大きく危険町村と言われたなかで、ご指摘をいただかないような財政をやっていくことが、皆さんにとっての我々がやる「健全な財政運営」かと思えます。答えにはなかなかありません。

〇7番（村 上 謙 武）

質問させていただきたいのですが、先ほど答弁いただいたのですが、私にははっきり答弁の内容が理解出来ないというか。答弁の中で「中期財政計画」も示しているとおっしゃったのですが、本町の「中期財政計画」の内容については、私も一般質問で質問した際には、こういった財政計画に対する答弁がありました。財政状況の推移や歳入・歳出の推計データを示すものであって、本町の「中期財政計画」、残念ながら財政の健全化を実現するための計画とはなっていないという風な、そのような内容の答弁でありました。私もそう思います。

今後、5年間の「中期財政計画」をみますと、今後の歳入・歳出のデータをそのまま載せているということです。令和2年度以降、「行財政改革大綱」というようなものが作られていないものですから、町長が言われるところの「健全な財政運営を引き続き努めてまいります」と答弁されても、その姿がはっきり見えないという。「行財政改革大綱」というのが示されていれば、それでもって「大綱」に基づいて「財政改革」を行って、健全な財政運営を維持していくんだなということが理解できるのですが、今はそういうものがない。「中期財政計画」についても、そういったところがあまり見られない。ということなので、非常に心配なところがあります。

現在の財政状況が「健全か」というと、私は「健全ではない」と思っております。これを続けていくとなると、かなり大変な財政状況になるのではないかと非常に心配しておりますので、是非、こういった財政健全化を実現するための「基本方針」を示す、「財政健全化基本計画」なるものを作るべきではないかなと、私は強く思っているのですが、町長は如何でしょうか。5年後、10年後を見据えた計画なるものを示してくれば、我々も少しは安心が

できると思うのですが。

○番外（町長 池田 高世偉）

ご心配ありがとうございます。そういったお考えで見えていただいていることには、大変感謝をいたしますが、根本的に議会の皆さん方にお知らせしていますように「中期財政計画」、ただの数字でないわけですし、我々、自主財源に乏しいこの「まち」として、国の動向を踏まえながら「総合振興計画」、町民の皆様が望むものを計画的に実施する。そのための財源はどこからどうするか、どのようなかたちでもっていくか、というような事を皆さん一緒になって考えていただく、お知らせもしている中でおこなってますので。一点だけ、どうしても現段階で「議員と何回話しても」と言ったのは、私は今は、全ての将来的なことも心配をしなければならないわけですが、「健全な財政運営」を行っているから皆さんにお応えをしていると思っております。議員は「健全な財政運営でない」と。ここからもう見解が違うわけでありまして、それを埋めることは大変難しいなと思っております。私に出来るのは、住民の皆さんの必要な事業をどのような財源をもって、どのような形で示していけるか、それだけだと思っております。

○議長（池田 信博）

計画を作るのか、作らないのかの答弁を。

○番外（町長 池田 高世偉）

失礼しました。

計画については作る考えはございません。最初に言われました事務事業についても、ご指摘あった具体的な例を申し上げませんでした。事務事業を見直す中でもこういったことは必要ない。一例では「地域活性化交付金」と「公民館活動助成金」を統合したり、あるいは「定住奨学金」を他の関係の「奨学金」が充実してきたことによって、町が改めてする必要がないなど、そういったきちんとした事務事業を見直すなかで、財政のことも考えたいと考えるからこそ事務事業を見直すわけですので、「健全化、健全化」という旗振りのもとに計画はできるとは思っておりません。

○7番（村上 謙武）

それでは、分割質問三点目「ふるさと納税による地域活性化」について伺います。

本町のふるさと納税事業に対する取り組みについては、これまで何度か一般質問で町長に見解を質してきたところであります。

私が危惧するところは、世界経済が急激に混迷を増し、わが国の経済や財政状況も回復の

兆しが見えない中で、本町の財政運営は依然として国の交付税や補助金、そして町の起債に大きく依存したかたちから脱却できない状況が続いているという点であります。

仮に、このような財政運営が続くと、町財政は危機に陥ることは容易に予想される場所です。他の自治体に目を転じてまいりますと、ふるさと納税に関しては、本町の何倍、何十倍の実績を挙げ、自主財源を確保し、ふるさと納税を一つの手段、^{てこ} 槌として地域経済を進展させている自治体も珍しくない時代となっております。

そこで、ふるさと納税に関して二点質問いたします。

一点目、本町でもそろそろ危機感をもって「ふるさと納税事業」に取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、少しでも依存財源からの脱却を図り、自主財源の確保に本気で取り組まなければならない状況にあるのではないかと考えますが、見解を伺います。

二点目、本町は他の自治体に比べふるさと納税に関して、これまで積極的に取り組んできたとは言えず、これまでのような「ふるさと納税事業」に対する取り組みでは、今後、地場産業が大きく成長することも、納税額が大幅に増えることも期待はできないと考えております。

そこで、ふるさと納税と地域経済の発展に特化した、例えば「隠岐の島町ふるさと応援室」のような組織を役場内に新たに設置し、県下でもトップグループのふるさと納税の実績を上げることで、地場産業の育成と地域経済の発展を目指すべきと考えますが、見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、村上議員の分割質問三点目、「ふるさと納税による地域活性化」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「ふるさと納税に力を入れ地域経済を発展させるべき」についてであります。昨年9月定例会におきまして答弁させていただいたとおり、本町におきましては全国に通用する商品は多く存在していますが、ブランド力の弱さから、その知名度が低い状況にあります。

まずは、本町の商品のブランド化を推進し、売れるものづくりを行うことで地場産業を活性化し、地域経済の発展に繋がっていきたいと考えております。また、町自体をブランド化し、そこに戦略性をもった広報活動を重ね合わせることで、ふるさと納税額の増収に繋がっていくものと考えております。

議員ご指摘のとおり、自主財源の確保につきましては重要な課題であると認識しておりますので、引き続き、ふるさと納税額の増収など様々な観点から取り組んでまいります。

次に二点目の、「ふるさと納税と地域経済の発展に特化した担当組織の設置」についてであります。製品のブランド化や、売れるものづくりは、既に生産者や島根県などと連携し、取り組みを進めているところであります。今後も引き続き、製品のブランド化や売れるものづくりを行う担当部署と、ふるさと納税の担当部署が連携することで、ふるさと納税額の拡大と地場産業の育成、ひいては地域経済の発展を目指してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村上謙武）

「ふるさと納税」に対する町長のお考えをお聞きして、適切な考えを持っておられると十分に理解できました。そういった町長の考えを具現化するためにもう一段、もう二段の思い切った対応が必要かという風に考えておりますので、私が先ほど提案した、そういった専門の「室」を設置して、町長の方針を具現化するようなところに力を集中していけば、本町のふるさと納税の額も今以上に増えるだろうし、それに応じた地場産業の発展にも繋がるのではないかという風に考えております。

今一度、組織の見直しではないですが、そういったことに関して町長はどう考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○番外（町長 池田高世偉）

再質問の最終的には「ふるさと納税」、お互いに自主財源の必要性を十分に認識している中で、実現するための対応として「専門室」の設置をしないのかという質問だったと思います。

先ほど申し上げましたが、ふるさと納税担当部署と他部署との連携をもって、今、更なる納税額の増進に向けて取り組んでいます。例えば、ガバメントクラウドファンディングでの水産高校の寮の建設についても、そういったファンディングでやろうと考えていますし、また最終日にご説明をするつもりでしたが、ふるさと納税で海士町とコラボ企画も計画しております。お互いに産品を、お互いの中で「ふるさと納税者」に返還するといったような大きな企画も考えていますし、今の部署でやれることは部署でやっていきたい。

ただ、その専門の室をつくるかということについては、「ふるさと納税」に特化した「専門室」を設置しない代わりに「外部委託」を選んでいきます。また、外部委託することによって、その会社の雇用も拡大しておりますし、返礼品につきましても委託前は38件だったものが、令和4年度では131件にもなっております。金額としましても平成28年780万円程度が今、4,400万円というふうな。それで満足しているわけではありませんが、まだまだ自主財源を増やさなくてはいけないから、先ほど言ったような企画も考えながらやっていますが、

専門の部署を設置するのではなく、民間でできること、外部委託でできることをやりつつ増収を目指していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○7番（村上 謙武）

終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

ここで、14時45分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 14時30分 ）

○議長（池田 信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 14時45分 ）

引き続き、一般質問を続行します。

次に、5番：田中 一隆 議員

○5番（田中 一隆）

通告にしたがい「福祉の人材不足」について一般質問を行います。

私の持っている資料によって行います。「第8期介護保険計画」からの抜粋ではありますが、2020年度と2030年の予測によると、隠岐の島町の総人口は約2,000人減ると思います。そして、介護保険第1号被保険者は300名減ると思います。また、生産労働人口は1,500人減ると思います。高齢化率が45.2%、つまり3.2%増加するように予想しております。

問題は介護における生産労働人口でありまして1,500人減少するわけではありますが、介護保険の第2号被保険者の減少は、介護保険の原点である介護保険料の減収と、介護保険給付費の27%の部分に影響が出てきます。やはり、人口の減少を少しでも食い止めるべきではないでしょうか。

本題に入ります。現在の、介護施設の職員の不足状況を説明します。私の調べたところによりますと、隠岐の島町の介護関係の雇用の不足数は6月1日の調査でございますが、介護福祉士が11名、内訳は正規職員5名、臨時3名、パート1名、無資格者2名、計11名が介護福祉士の不足状況です。

ちなみに、ほかの福祉関係でも看護職員が正規職員5名欲しいと、臨時職員でも3名、計8名欲しいということでした。それから、保育所ですが、管理栄養士1名、正規保育士3名、事務職員、臨時が2名と、計8名が不足しているようです。

今回の私の質問の趣旨は介護福祉士ですので、不足している事業所での聞き取り調査ですので、今、充足している事業所は含まれていませんが「介護福祉士資格」のない方で、実際に働いている方もおられます。

2025年からの団塊の世代は、隠岐の島町での後期高齢者はまだ急激に増加することはないでしょうが、「介護する世代」は確実に減っていきます。

少しでも、働き世代が町内にとどまていただくには、労働条件の改善は必要だと思います。また、経済不況が長期に及ぶと、町内から流出する家族、個人が増加する可能性があります。もちろん他の事業にも人手不足があり苦慮していると思いますが、隠岐の島町内での子育ては、厳しくなると思います。

子育てや、教育での各種補助はありますけれども、働く介護職員本人に対しても、労働時間や就労条件を緩和するなど、人材の働きやすい環境が必要ではないでしょうか。

その意味で一点目ですが、何とか町内で「介護福祉士資格取得」を考えていただきたいのです。町長はどのような見解をお持ちですか、何か政策はあるのでしょうか、お聞かせください。

福祉・介護給付費は、必要時に給付されるわけですが、介護保険料は40歳から徴収され、あくまでも必要な事由がなければ使用できません。これは医療保険もそうです。年金は、ある年齢から積み立て額に比例して貰えますので、制度が違うわけです。

そこで、介護が必要になってきたとき、入所できない、通所型も利用できない、家庭内介護しかないとなりますと、長年支払った介護保険料に対する不公平感が出てまいります。

そもそも、現代は家庭には介護力が少なくなっていると思います。老々介護とかヤングケアラーなど新聞にも出ておりましたが、決してそういうことのないように、配慮していただきたい。

福祉には多彩なメニューがありますが、働く人がいなければ制度も活かせません。やはり働いていただくには、ある程度の配慮が必要ではないかと考えます。介護に関わる人の資格をグレードアップし、処遇の改善を考えていただきたいのです。特に、介護福祉士は5年の実務者研修が必要で、さらにスクーリングや試験がありますが隠岐を離れて専門校で研修を受けるとするのは、家庭を持つ人や現在雇用している介護企業にとってもリスクはあります。

何らかの教育機関、制度を活用して、しかも隠岐で働きながら受講できるシステムがあると思います。おそらく担当課はよく勉強されておられますので、知恵もあると思います。

隠岐でも資格が取れるんだということになれば、産休になっても、処遇に対しても、病気

になっても少し安心がでてくると思います。

そこで、町長に質問ですが、それに対する取り組む気持ちを、是非、お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、田中議員の「福祉の人材不足」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、介護事業所における職員の資格取得と処遇改善については、事業所において安定したサービス提供を行う上で、大変重要な課題であると認識しております。

まず一点目の、「処遇改善を含めた本町における福祉人材の『介護福祉士』の育成」についてであります。国は、介護の現場で働く介護職員の方の処遇改善を図るため、事業所が受け取る介護報酬の算定において、介護職員処遇改善加算を設けることにより、職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、職員の賃金改善を推進しております。

これに加え、本町といたしましては、事業所における処遇改善の取り組みを支援し、長期的に人材の定着化を図るため、本町独自の施策である「福祉・介護職員処遇改善補助金事業」を創設し、処遇改善と人材確保に努めているところでございます。

次に二点目の、「介護福祉士の育成を本町で行う考え」についてであります。議員仰せの、介護福祉士の資格を取得するためには、養成施設や福祉系高校で学ぶ他に、実務経験を経て取得する方法があります。これは、3年間以上の介護等の業務に関する実務経験を経た後に、450時間の介護福祉士資格実務者研修を修了し、国家試験に合格して取得するものであります。この実務者研修については、本町では、二年に一回、町内の社会福祉法人の事業所を会場として、本土の専門学校等により実施されております。

働きながら島外の研修を受講することは、事業所の現場の人員確保が難しい状況においては、容易ではありませんが、職員のキャリアアップを図り、介護の質の向上を図るために、資格取得は大変重要であります。

このため、本町といたしましては、研修のオンライン化や島内において研修機会が設けられるよう取り組む必要があると認識しております。

研修開催のためには、島内において研修を担う人材の確保が課題であると考えており、介護福祉士実務者研修を担う教員を育成することを目的として実施する、介護福祉士実務者研修教員講習会の開催について、隠岐広域連合と連携し、研修機会の確保に努めております。

今後も引き続き研修体制構築に向けて、隠岐広域連合及び福祉事業所と連携し対応してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○5番（田中 一隆）

大変有難い答弁をいただきましたが、なかで若干不明なところがありますので、説明をしていただければと思います。

まず国の方で用意している「介護職員処遇改善加算」の内訳、それから本町として、本町独自でやる「福祉・介護職職員処遇改善補助金事業」の内容とできれば金額も教えていただきたいです。

○番外（ 住民福祉担当課長 広江和彦 ）

国制度、並びに本町の制度に関するご指摘でありますので、私の方から答弁をさせていただきます。国が設けました「処遇改善加算」でございますが、これにつきましては、二点の要素によって構成されております。

一点目は、国が設定します「処遇改善加算」を取るためには、事業所において賃金の改善を確実に実施するというところでございます。あくまでこれは事業所が取り組むべき事項でございます。

次に、賃金の改善のみならず事業所において職員のキャリアアップを図るための職場環境の要件ということでございます。これは資格取得のための機会を設けたとか、もしくは資格取得に向かうために職場内での勤務条件の整理をするだとか、またそういった制度があるということを従業員に対して、きちんと制度化して説明をするというような要件でございます。

国の趣旨は、あくまで事業所において介護職員に対する処遇改善を継続的に実施していただくことが、何より肝要ということでございますので、制度として介護報酬と算定において組み込んでいるということでございます。

金額等につきましては、これは個別の金額の設定があるというわけではなく、事業所が取得する介護報酬に対してパーセントで上乗せをしていく仕組みになっていますので、詳細については控えさせていただきます。

次に、本町が独自で設けている制度の説明でございます。本町におきましては、国において処遇改善に取り組むにあたっての改善加算が制度化されたことに伴い、この改善加算に事業所において取り組んでいただくために、事業所を後押しする視点から本町独自として、介護職員等に対し年額1人5万円を常勤加算の上で給付するものでございます。現在、総額につきましては約1,900万円に及んでいまして、実人員では400人に近い人数までに達しております。これらにつきましても、あくまで事業所に対して交付いたしますので、それらを活用した上で、職員の処遇改善、賃金の改善と並びに就労環境、そしてスキルアップのための仕組

みづくりを法人において取り組んでいただくというものでございます。以上です。

○5番（田中 一隆）

少し分りました。

質問はこの二点だけでしたが、介護保険に関わる話として、私はやはり保険事業、それを支える事業が必要ではないかと思えます。答弁はいりませんが、介護保険を利用するまでに自立支援、介護予防、重度化防止することが非常に大事だと思えます。その実態は我々では調査が大変難しいです。個人情報でもあり、コロナも収束しておりませんので、実情は町しか分からないと思えます。しかし、増大する介護料、保険料が抑えられるとすると大事な事業だと考えています。

ちなみに、同じ介護職でありながら他の業種に比べて施設間の異動が多いというように聞いています。これは法人の自由、個人の事情でしょうが、あまり多いと、管理者にも事情を訊いてみると何か参考になることもあるかもしれません。離職も避けられたらと思っております。

来年は「第9期介護保険事業計画」策定が始まります。この事業計画にしっかりと隠岐の島町の実情と、改善点を入れていただければ町民も安心すると思えます。

是非、介護福祉士実務者研修の教員育成をお願いして質問を終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、田中 一隆 議員の一般質問を終わります。

次に、14番：高宮 陽一 議員

○14番（高宮 陽一）

それでは、通告をしています「物価高に対する家計支援策」について、町長の考えを伺いたいと思えます。

その前に、地方自治の原点、今さら、私が申し上げるまでもないですが、その地域に暮らす住民が、人間らしく働き、生活できる地域をつくる、このことが大事ではないかと考えます。長期的には、持続可能な地方自治を創造すること。短期的には、災害など目の前にある課題にスピード感をもって対応することではないでしょうか。

今、アメリカ・ヨーロッパなど、地球規模で原油の高騰にはじまり、世界的な物価高が連日報道されていることは町長も承知のことと思えます。日本でも、ロシアのウクライナ侵攻や円安に伴い4月以降、食品の値上げが本格化し、10月からはさらに生活必需品の値上げも予定されております、家計はますます厳しい状況となってくることが想定され、6月22日公

示となった参議院議員選挙も「物価高騰対策」が争点とされています。

企業やメーカー側は、原材料費の高騰や燃料高を価格に転嫁しなければ業績悪化は避けられない。一方、消費者側も賃金は上がらず、年金受給者も6月支給分から減額されるなど、家計への負担は増すばかりであります。

帝国データバンクの調査では、食品主要105社が既に値上げを実施したもの、また、今後、値上げを予定しているものは1万品目を突破するとの調査結果も発表されています。

さらに食用油や小麦粉の急騰が響き、平均の値上げ幅は13%に上っている、値上げのピークは夏だが、秋以降も再値上げが広がる。為替相場の円安傾向も続いており、価格改定の動きは長期化する恐れがあると報道しています。

このまま値上げが続くと、消費者は当面、工夫して支出を減らす努力をするしかありません。結果として家計が苦しくなって消費が落ち込み、コロナ禍から脱却しつつある景気も冷え込むことも想定されると思います。

岸田政府は、まず、企業や事業者を支援することで消費者につながるようにとのことですが、これでは内部留保が増えるばかりであり、消費者に届くのはいつになるか分かりません。

島根県でも物価高に対応する支援を打ち出しましたが、物価高に対応するには直接、消費者に支援することが近道ではないでしょうか。そのことが、地域経済の回復にもつながると思います。“3つのよかった”を目指す池田町長として、まずは、隠岐の島町に暮らす町民の安心した暮らしと生活を守り、地域経済の活性化のためにも、県の支援策や地方創生臨時交付金、基金を活用して、思い切った政策をすべきと考えますが、池田町長はどのように考えているか伺いたいと思います。

もし、支援策を考えているとするならば、出来れば現金での支援はやめて、これは貯蓄にまわる可能性もありますので、例えば、「隠岐びと応援商品券」などのようなものが私はベターではないかと考えますが、いかがでしょうか。町長の答弁をよろしく願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、高宮議員の「物価高に対する家計支援」についてのご質問にお答えいたします。

昨今の経済状況を鑑み、国におきましては「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」が策定されました。また、この動向を受け、島根県も本年5月定例会において「早急に対応すべきコロナ禍における原油価格・物価高騰対策」として、総額32億円の追加補正予算を上程し可決承認されたところでございます。

本町内の経済状況におきましても、4月以降のコロナ感染拡大の影響から未だ回復したとは言えず、特に飲食店を中心とした町内事業者の方々から厳しい現状を訴える声も多数いただいております。

議員仰せのとおり、各種要因により食料品をはじめとした物価の上昇が既に進んでいる現状から、今後さらに町民の皆様の日常生活への影響が懸念されるところでありますので、これらの影響も含め、コロナ禍にあつて厳しい経営状況にある町内経済活動への対策を早急に講じる必要があると考えております。

現在、所管課には、商工会と連携しながら、情報収集と現状分析を行い、消費喚起も含め、事業者及び消費者の方々への必要な対策を検討するように指示し、既に作業に着手しているところでございます。

議員ご提案の内容も参考にさせていただきながら、有効な施策を決定し「地方創生臨時交付金」などを活用して、早急に実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○14番（高宮陽一）

前向きな答弁いただきました。三点ほど再質問をしたいと思います。

一点目は、特に飲食店を中心とした町内事業者の方々から、厳しい現状を訴える声も多数いただいていると、確かにそのとおりだと思います。

しかし、私が知る限りでは今現在、島根県が「プレミアム飲食券」を発行しておりますが、残念ながら隠岐の島町内でこれが使えない事業所もあるわけです。飲食店が・・・。

これも県が事業者支援、消費者支援ということで発行しているが、これが換金がめんどくさいとか、そういったことが言われております。答弁の中には、商工会と連携をしながらと、連携も結構ですが、ここで町長がリーダーシップを発揮して、町の方針について商工会の方から協力いただく、理解をいただくという方向に向けていただきたいという風に思います。商工会も会員の方々の幸せを願うことでもありますし、町長はそれにあわせて消費者、町民の生活を願うところでありますので、やはり、これは町長がリーダーシップをとる。

今日もいろいろ質問の中で、国や県と連携しながらということですが、この隠岐の島町のトップは「池田町長」です。貴方が決めて、国や県の制度をいろいろ利用していくということではないかと私は思っておりますので、その点について考え方をひとつお伺いしたい。

二点目は、現在作業に着手をしているということですが、その内容をお聞かせ願いたい。これは事務担当の課長でも結構です。

三点目、早急に実施をしてみたいという答弁でしたが、具体的に何をいつ実施をしていく考えなのか、これについて予定があればお聞かせ願いたいと思います。以上、三点についてお願いいたします。

○番外（町長 池田 高世偉）

三点の再質問ございました。

一点目は商工会、国、県、他機関の連携もだが、隠岐の島町としてどういったかたちで実施していくのか、ということだと思います。

おっしゃるとおり、わが町、皆さんにご支持いただいて町長を仰せつかっておりますので、そういった意味で私が中心になってやるという考えは、いつも持っています。

ひとつには、コロナ対策につきましても他自治体よりも、より熱く行ったという自負もございますし、今後も継続してやっていきたいと思っております。その意味では議員仰せのとおり、商工会、国、県、他機関との連携も十分に図りますが、そこはお力添えをいただくという意味で捉えておりますので、責任を持って対応したいと思っております。

また、島根県の「プレミアム飲食券」の問題ですが、飲食店もいろんな飲食店があって、特に「2次会」を中心とする飲食店については、飲食店の中でもさらに大変難題を抱えているということでもいろんなご意見をいただいているということで、全体的な飲食店といいながら、そういった飲食店もあるということの中で、説明をさせていただいているということをご理解いただきたいと思います。その上で、具体的にということ、これはあくまでも検討のことです。それが動くという意味でなくてよろしいですね。（「はい」の声）一つは議員仰せのとおり、現金でなく全世帯を対象にした、そういった「券」が発行できればいいなという風なことも考えておりますし、二点目は島根の「プレミアム飲食券」が活用できていない店が多いという中ではございますが、これの「隠岐の島町」の形でできないかという検討にも入っています。

三点目の、町内の飲食店、小売店に人が集まる、人が流れる、そのために、どういったことをしているのかという部分、各地域といいますか、各店でやったりという誘客するようなイベントをするというようなことがあれば、そういった誘客に対する支援とか、どういったかたちで支援ができるかという部分を、今考えていますので、大まかに言うと、三つのことを全世帯を対象、あるいは業種に対して行うこと、地域に対してやること、というように考えをしながら進めているところです。実施時期につきましては、8月に臨時議会を開催していただいて、秋以降に出来ればと思って担当部署に一生懸命検討していただいておりますので、

現段階では秋以降には実施したいと考えているというところで、計画という部分での答弁にさせていただきます。

○議長（池田信博）

答えることができれば、商工観光課長。

○番外（商工観光課長 鳥井 登）

今、作業をしている素案という段階ですが、検討中の内容を少し具体的に説明いたします。

町長の答弁と重なる部分もございますが、特定の事業者に従来やっておりましたような給付金というようなかたちでなく、町民の皆様にも動いていただくようなことを、まず一番に考えましょうというところに軸足を置いております。

先ほど町長が申し上げましたとおり、全世帯を対象としたような商品券的発行事業が、まず出来ないかということを中心に考えております。世帯というよりも、町民一人ひとりの定額のイメージの物を考えております。

先ほど議員のお話にもありました「島根プレミアム飲食券」の加盟店が少ないじゃないかということです。確かにこれはおっしゃるとおりでございます、これは加盟するためハードルがいろいろ高いものがございます。それが一つと、換金がめんどくさいと言うよりも、換金に時間がかかることが、町内の事業所の方が嫌がられているという状況がございますので、隠岐の島町版のプレミアム「食品券」というか「商品券」なものも少し考えてみたらと。飲食店限定の物を考えてみたらとどうかということを中心に2本目の柱で考えております。

最後は、その券を持った町民の皆様が町内を歩いていただかないことには、何にもならないだろうということで、そのためには飲食店や小売店も一緒に努力しましょうということで、そういう人流をつくるきっかけ、仕組みづくり等も併せて考えましょうという風に考えております。例えば、町内事業所が職場単位で利用されたという場合には特典を設けるなどの、キャンペーン企画みたいなものやってみたらどうだろうか、そのようなことを考えております。

以上、概ね3本柱ぐらいの感じで検討のほうを進めています。よろしく願いいたします。

○14番（高宮陽一）

終わります。

○議長（池田信博）

以上で、高宮陽一議員の一般質問を終わります。

最後に12番：前田芳樹議員

○12番（前田芳樹）

それでは質問をいたします。

「特別障がい者手当の受給漏れ者防止の為に行政が捕捉をするべきではないか」、について伺います。

まず一項目、「特別障がい者手当」の町民向け制度説明の増進と本町内での受給漏れ者防止の為に、行政が捕捉を徹底するべきでないかという点についてでございます。

社会福祉関連の支援制度措置は多岐にわたっておりまして、その細部から全容までを町民の大多数が理解できてはいないだろうと思います。それだけに受給申請に対する行政担当者の役割は重要であります。

「特別障がい者手当」とは、ご承知の方もおられますが、著しく重い障がいがあり、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の人に月27,350円が支給される国の制度であるわけです。

本人・配偶者・扶養義務者の所得制限があり、扶養親族がない場合の本人の給与収入の目安は年収518万円以下となっています。手当は認定されれば申請受理の翌月分から3か月分ずつ年4回支給で受給できることになっています。自宅療養のほか、グループホーム、ショートステイ、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅の人も対象とされています。入院や老人保健施設、介護療養型医療施設に入所している人も、滞在3か月以内なら対象とされていると伺います。ただ、特別養護老人ホームの入所者は対象外となっています。肢体不自由、精神障がい・認知症、重複障がい、三重障がい、重い内部障がいの5種類があって、日常生活動作評価表や日常生活能力判定表で認定基準が示されています。

全国の「特別障がい者手当」の受給者数は2021年1月末時点で12万4,524人、受給の可能性がある要介護4、5の人は、その10倍を越える約142万人が2021年3月末時点であると示されている。

本町内での受給者数の状況は知り得ていないが、この要介護4、5の中に受給漏れになっている人が埋もれている可能性があるかと思えます。この人達の家族が認定基準の知識を得て、自ら受給申請の手続きを完遂することはとても難しいだろうなと思えます。

行政側の担当部署は、「特別障がい者手当」の受給申請が出て来るのを待つのみではなく、町民向け制度説明の増進と本町内では受給漏れ者が無いように行政が捕捉を徹底するべきではないでしょうか。

次に、二項目、「障がい者手帳」を持たない要介護4、5の人の個々の該当調査と受給申請

手続きまでへの行政支援をしてはどうか、という点についてです。

「障がい者手当」と聞けば「障がい者手帳」を所持していなければ受給できないものと思ってしまうが、「特別障がい者手当」は「障がい者手帳」を持っていなくても5種類の障がいの中の1つにでも該当して、日常生活動作評価表で10点以上、認知症では日常生活能力判定表で14点以上、となれば認定支給を受けられます。

この「特別障がい者手当」の受給は市区町村窓口への申請が必須であり、「障がい者手帳」を持っていない人も申請できるそうです。認知症の要介護4、5の人は医師に「認定診断書」を書いてもらい、5つの認定基準のうちのどれに当てはまるのかの判定を受ける必要があります。これらの手順は当事者本人や家族にすればなかなか難しいことだろうと推測されます。

そこで、「特別障がい者手当」の担当部署は、介護保険の担当部署や他課と横の連携をしっかりとって、「障がい者手帳」を持たない認知症の要介護4、5の人の必要資料を受け、本町内では受給漏れ者が無いように行政側から一人ひとりの該当調査を為し、受給申請手続きに至るまでへの行政支援をしてはどうでしょうか。

町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問一点目、「特別障がい者手当の受給漏れが無いよう捕捉しているのか」についてのご質問にお答えいたします。

まず一点目の、「特別障がい者手当の町民向け制度説明の増進と受給漏れが無いように捕捉を徹底してはどうか」とのご質問についてであります。本町では、現在23名の方々に対し「特別障がい者手当」の支給を行っております。

手当に係る受給資格の要件である障がいにつきましては、肢体障がい、内部障がい、精神障がいなどがあり、障がい程度の認定につきましては、申請者から専門医が作成した診断書の提出を受け、本町から県へ判定の依頼を行い、県の障がい判定の結果通知を踏まえ、本町にて支給認定を実施しているところでございます。

議員仰せのとおり、今後につきましては、より一層の町民向けの周知を図るとともに、本人・家族に接する居宅介護支援事業者などの関係機関に対する制度の周知を行うことにより、受給漏れの防止を図ってまいりたいと思います。

次に二点目の、「障がい者手帳を持たない要介護4、5の人の個々の該当調査と受給申請手続きまでの行政支援をしてはどうか」とのご質問についてでございます。介護保険の要介護認定において、要介護4、5の認定となった方については、本人・家族に対する認定区分の結果通

知や、介護保険サービスの利用等の相談支援の機会に合わせ、「特別障がい者手当」についても情報提供を行い、申請手続きの支援に取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田芳樹）

質問と答弁がかみ合った感がありますので、次へ進みますが一言だけ、現在の受給者が23人とは少し少ない印象を持ちます。この手当の受給漏れ者が出ないように、行政が今以上にチェックフォローして、住民への支援をしていく姿勢を忘れないように期待をします。

分割二点目です。「古来集落の消滅防止対策のひとつとしての町営住宅の分散化」についてです。

一項目めです。全国的に人口の減少と都市部集中の対極で山村集落消滅の事例は絶えません。本町でも集落消滅が目前となっている所もあります。行政措置が急務ではないかという点について伺います。

人口動態的には、人々はより多くの所得を求めて生活利便性の良いところへ移動するのは必然であります。全国的に人口の減少と都市部集中の対極で山村集落消滅の事例は絶えません。中国山地などの奥中では林業の衰退とともに、都市部へ人口が流失移動して集落が消滅してしまった報道を目にするたびに、その集落で暮らしていた人々の仕方の無い残念な思いには哀切の念を覚えてしまいます。集落消滅と同時に、古来そこで生活を営み集落を形成していた人々の歴史を葬り去ることでもあるわけです。極力、古来から続く集落の消滅を防止する政策が必要になると思います。

過去に、地方から都市部への労働力・人口流失が行き過ぎて地方が疲弊し、過度に人口が集中した都市部でも様々な弊害が発生したことがございました。その反省から近年では国は政策転換をして、地域おこし協力隊の派遣、住宅支援制度の拡充でUIターン者の奨励などをもって人々に地方へ帰れと勧めているところではないかと感じます。

本町でも集落消滅が目前となっている所もあります。周辺部から西郷地区への人口集中を抑制して、周辺部へ分散させる住宅政策に関する行政措置が急務ではないでしょうか。

二項目めです。町営住宅の地域中心部への団地化を止め、その改築時には古来集落への分散化を検討するなど政策転換をするべきではないかという点について伺います。

一部の特定地区に人口を集める町営住宅の団地化は、反面で周辺部集落の人口を減少させた結果でもあります。公営住宅団地の無かった時代の人口分布状況を考えてみますと、私は間違った政策だと思います。国から地方自治体へ交付される公営住宅建設の補助金制度の制

約があつてのことと過去に聞いたことはありますが、この辺で本町は人口を一極集中させるミニ日本版の住宅政策は止めるべきではないでしょうか。

町営住宅の地域中心部への団地化を止め、改築時には古来から続く集落内へ戸建て建築するなど公営住宅の分散化を検討するような政策転換をするべきではないでしょうか。

以上、二点町長のご見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、前田議員の分割質問二点目、「古来集落の消滅防止対策のひとつとしての町営住宅の分散化」についてのご質問にお答えします。

まず一点目の、「本町における住宅政策に関する行政措置」についてであります。いくつかの地域からなる、高齢化により伝統行事の開催や、地区の環境整備に苦慮しているとの声を耳にするようになりました。この要因の一つとして、議員ご指摘の町中心部への人口の集中が考えられます。一方で日本国憲法では、「居住移転の自由」が規定してあり、民間活動により実施される、町中心部での住宅の取得・提供について、行政措置を行うことは困難であると考えております。

しかしながら、集落を維持し、活性化させたいという思いは、前田議員と同じであります。平成26年度には「地域担当職員制度」を構築し、地域に寄り添った行政を推進してまいりました。また、平成27年度からは「集落地域活性化事業補助金制度」を創設し、地域活性化の支援をさせていただいているところであります。併せまして、住宅政策につきましても、「空き家バンク制度」を創設し、各地区にある空き家を見える化することで、町中心部以外の空き家の利活用が進むよう取り組んでいるところであります。

今後も、これまでの施策を継続するとともに、新たに島根県と協働し、旧村役場周辺の生活機能維持充実に向けた検討を行い、集落の維持・活性化を進めてまいります。

次に二点目の、「町営住宅の地域中心部への団地化を止め、改築時には、古来集落への分散化を検討するなど政策転換をするべきではないか」についてであります。現在町営住宅は旧西郷町の都市計画区域内に114戸、その他の地域に140戸あり、直近での新築住宅は令和3年度竣工の都万地区中里団地の4戸であります。その他の住宅につきましては、年度計画に基づき改修を行っている状況であります。

今後の住宅建設等も含めた町営住宅のあり方につきましては、本年度が住宅に関する諸課題や、人口動態等の社会情勢の変化による住宅需要を調査することを目的とした「住生活基本計画」の改定年度となっており、それらを参考に協議を進めることとしております。

議員ご指摘の町営住宅の分散化でございますが、現在、地域によっては、町営住宅の空き家も実在すること、また、先ほど述べました基本計画によります調査結果を踏まえ考えてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○12番（前田 芳樹）

再質問ではなく、一言だけ申し上げておきたいなと思います。

予想だにできなかった「日本国憲法」まで出てきましたので、少し驚きながら嬉しく思いましたけれども、各地域の中心部の振興は当然ではありますが、^{いにしえ}「古」の昔から何百年も続いてきた集落があちこちで消滅してしまうことを、私は憂慮しているのです。その点への対策のひとつとして、町営住宅の分散化が必要ではないでしょうかと申し上げていたところです。

今後、「基本計画」策定の際には、忘れないでいただきたいなと思うところであります。

以上で、終わります。

○議長（池田 信博）

以上で、前田 芳樹 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで、本日の議事日程は全て終了いたしました。

明日6月29日は定刻より、「質疑」等を行います。

本日は、これにて散会します。

（ 散 会 宣 告 15時47分 ）